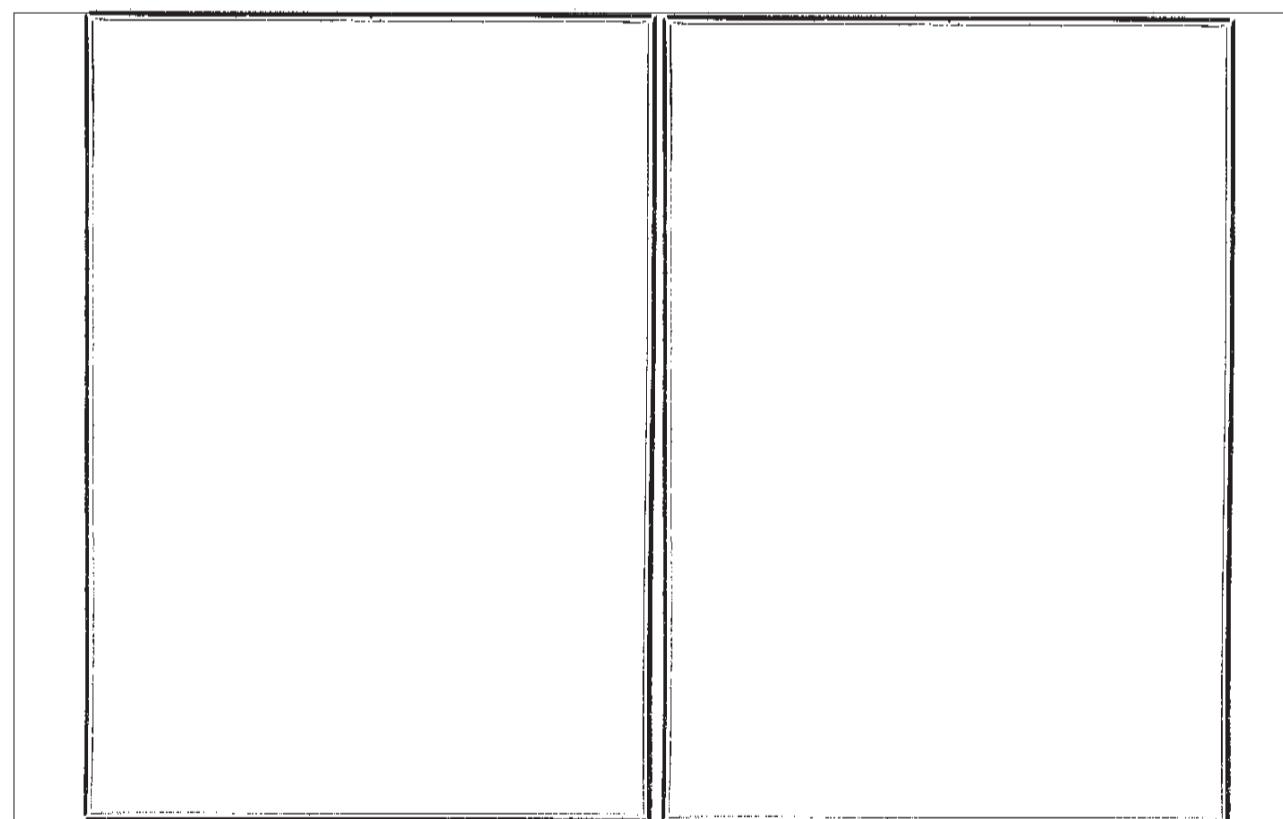
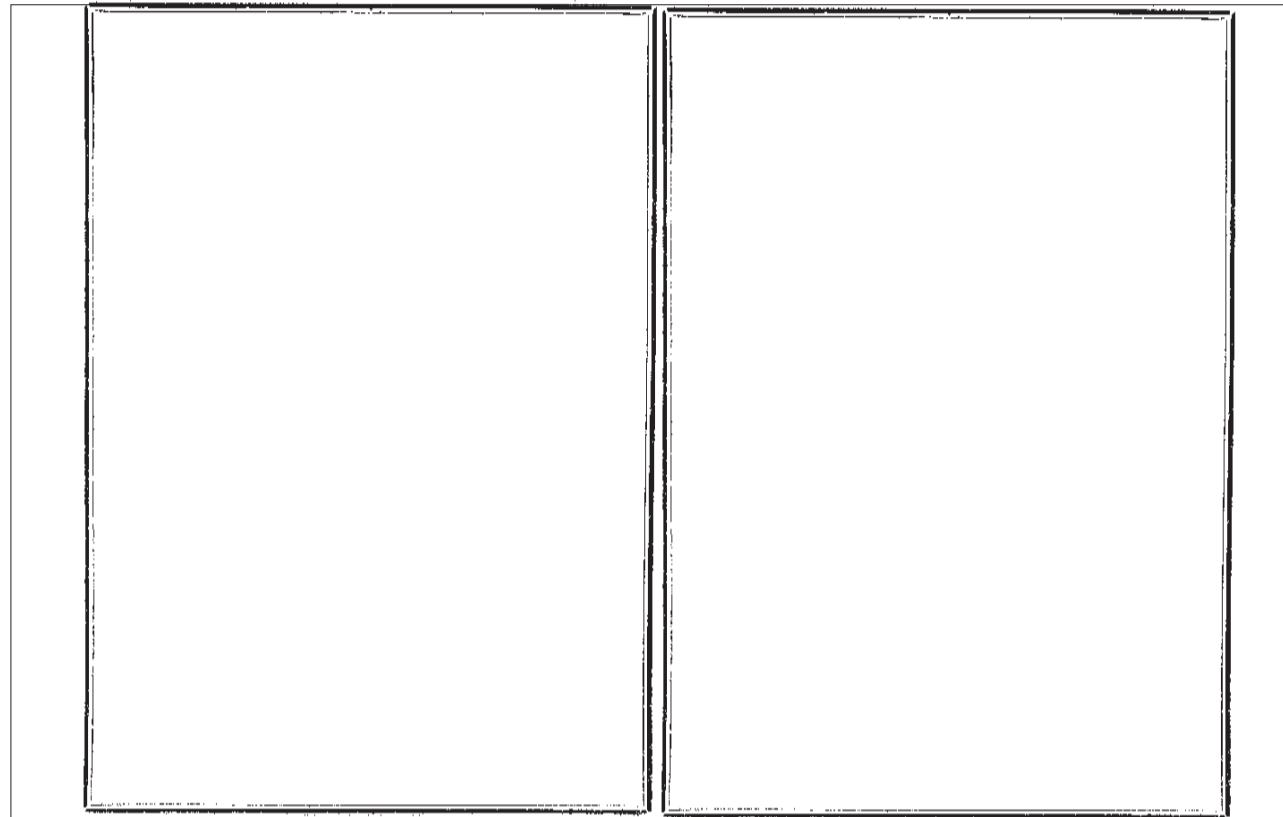


議事速記録第一〇一號
會期昭和十九年三月二十八日
全月二十九日

昭和十九年第三十七次居留民會
通常會議事速記錄

天津居留民會

● 昭和十九年第三十七次居留民會通常會議事速記錄



昭和十九年 居留民會通常會議事速記錄目次

第一日(一頁)

二、帝國陸海軍ニ對スル感謝決議ノ件

三、天津居留民團會計検査報告

四、參事會代議決事項報告ノ件

(濟安自來水公司ヨリノ購水料金變更ノ件)

五、參事會代議決事項報告ノ件

(昭和十八年度特別會計開營貸家經營費歲入出追加更正豫算案)

六、參事會代議決事項報告ノ件

(天津居留民團立中學校商業學校高等女學校授業料徵收條例中改正

七、參事會代議決事項報告ノ件

(天津居留民團國民學校授業料徵收條例中改正ノ件)

八、參事會代議決事項報告ノ件

(濟安自來水公司新株應募並ニ寄附株探納ニ關スル件)

二十六

昭和十九年第三十七次居留民會通常會議事速記錄

二七、天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件	三六
二八、天津神社維持費供進條例中改正ノ件	三七
二九、居留民團長 財政條例中改正ノ件	三八
三〇、會計主任條例中改正ノ件	三九
三一、天津居留民團賦課徵收條例中改正ノ件	三九
三二、天津居留民團普通稅金率條例中改正ノ件	三九
三三、天津日本圖書館圖覽料徵收條例中改正ノ件	三四
三四、天津日本牙科醫院諸料金條例中改正ノ件	四五
三五、天津日本公立病院諸料金條例中改正ノ件	四五
三六、天津日本婦人病院諸料金條例中改正ノ件	四五
三七、天津日本實質醫療所條例中改正ノ件	四五
三八、天津日本保養院條例中改正ノ件	四五
三九、水災復興資金關係諸條例廢止ノ件	四七
四〇、天津居留民團酒稅條例廢止ノ件	四七
四一、天津華語專門學校輔助ノ件	四八
四二、天津技術輔助ノ件	四八
四三、帝國在紀軍人會天津聯合分會輔助ノ件	四八
四四、武德會天津支部輔助ノ件	四八
四五、天津技術輔助ノ件	四八
四五、華北日本教育會天津分會輔助ノ件	四八
四六、社團法人同光會輔助ノ件	四八
四七、大日本體育會華北天津支部輔助ノ件	四八
四八、財團法人華北戒煙療養所輔助ノ件	四八
四九、天津協勵會輔助ノ件	四八
五〇、大日本天津海洋少年團輔助ノ件	四九
五一、財團法人天津共立學校輔助ノ件	四九
五二、天津城警防禦團輔助ノ件	四九
五三、不動產得喪ニ關スル件	六〇
五四、天津第二日(六五頁)	六〇
一、山田良所有ニ係る建物寄附採納ノ件	六八
二、昭和十九年度天津居留民團歲入出豫算案	七〇
三、昭和十九年度特別會計教育費歲入出豫算案	七〇
四、昭和十九年度特別會計電氣業費歲入出豫算案	七〇
五、昭和十九年度特別會計水道事業費歲入出豫算案	七〇
六、昭和十九年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算案	七〇
七、昭和十九年度特別會計開營貸家經營費歲入出豫算案	七〇
八、昭和十九年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出豫算案	七〇

一、昭和十七年度特別會計水災復興資金歲入出決算承認ノ件	三三
二、昭和十七年度特別會計實業復興資金歲入出決算承認ノ件	三三
三、昭和十七年度特別會計福安病院經營費歲入出追加更正豫算案	三三
四、昭和十八年特別會計公立病院經營費歲入出追加更正豫算案	三五
五、昭和十八年特別會計埠頭事業費歲入出追加更正豫算案	三五
六、昭和十八年特別會計天津日本公立病院經營費歲入出豫算案	三五
七、昭和十九年度特別會計開營貸家經營費歲入出豫算案	七〇
八、昭和十九年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出豫算案	七〇

(5)

一九、昭和十九年度特別會計退職給與基金歲入出豫算案.....	七〇
一〇、昭和十九年度特別會計獎學資金歲入出豫算案.....	七〇
一一、昭和十九年度特別會計復興資金歲入出豫算案.....	七一
一二、昭和十九年度特別會計業務復興資金歲入出豫算案.....	七一
一三、特別會計埠頭染造費歲入出追加豫算案.....	七一
附錄.....	八〇

昭和十九年第三十七次居留民會通常會議事速記錄

自昭和十九年三月二十八日至三月二十九日於公會堂

(第一回) 昭和十九年三月二十八日(火曜日)

議事日程

- 一、報告第一號 帝國陸海軍ニ對スル感謝決議ノ件
- 二、報告第二號 天津居留民團會計檢査報告ノ件
- 三、報告第三號 參事會代議決事項報告ノ件
- 四、報告第四號 參事會代議決事項報告ノ件
- 五、報告第五號 參事會代議決事項報告ノ件
- 六、報告第六號 參事會代議決事項報告ノ件
- 七、報告第七號 參事會代議決事項報告ノ件
- 八、報告第八號 參事會代議決事項報告ノ件
- 九、報告第九號 參事會代議決事項報告ノ件
- 一〇、議案第一號 昭和十七年度天津居留民團會計教育費歲入出決算承認ノ件
- 一一、議案第二號 昭和十七年度特別會計教育費歲入出決算承認ノ件
- 一二、議案第三號 昭和十七年度特別會計電氣事業費歲入出決算承認ノ件
- 一三、議案第四號 昭和十七年度特別會計水道事業費歲入出決算承認ノ件
- 一四、議案第五號 昭和十七年度特別會計埠頭事業費歲入出決算承認ノ件
- 一五、議案第六號 昭和十七年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出決算承認ノ件
- 一六、議案第七號 昭和十七年度特別會計團體貸家經營費歲入出決算承認ノ件
- 一七、議案第八號 昭和十七年度特別會計退職給與基金歲入出決算承認ノ件
- 一八、議案第九號 昭和十七年度特別會計獎學金歲入出決算承認ノ件
- 一九、議案第十號 昭和十七年度特別會計實業復興資金歲入出決算承認ノ件
- 二〇、議案第十一號 昭和十八年度特別會計公立病院經營費歲入出決算承認ノ件
- 二一、議案第十二號 昭和十七年度特別會計復興資金歲入出決算承認ノ件
- 二二、議案第十三號 昭和十七年度特別會計災復興資金歲入出決算承認ノ件
- 二三、議案第十四號 昭和十七年度特別會計業務復興資金歲入出決算承認ノ件
- 二四、議案第十五號 昭和十八年度特別會計公立病院經營費歲入出決算承認ノ件
- 二五、議案第十六號 昭和十八年度特別會計災復興資金歲入出決算承認ノ件
- 二六、議案第十七號 昭和十七年度特別會計禪安病院經營費歲入出決算承認ノ件
- 二七、議案第十八號 昭和十八年度特別會計天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 二八、議案第十九號 天津神社禮賀供進條例中改正ノ件
- 二九、議案第二十號 天津居留民團長、助役等例中改正ノ件
- 三十、議案第二十一號 天津居留民團會計主任條例中改正ノ件
- 三一、議案第二十二號 天津居留民團會計檢査報告ノ件
- 三二、議案第二十三號 天津居留民團普通稅々率無例中改正ノ件
- 三三、議案第二十四號 天津日本圖書館費料徵收條例中改正ノ件
- 三四、議案第二十五號 天津日本圖書館費料徵收條例中改正ノ件
- 三五、議案第二十六號 天津日本圖書館費料徵收條例中改正ノ件
- 三六、議案第二十七號 天津日本圖書館費料徵收條例中改正ノ件
- 三七、議案第二十八號 天津日本圖書館費料徵收條例中改正ノ件
- 三八、議案第二十九號 天津日本圖書館費料徵收條例中改正ノ件
- 三九、議案第三十號 天津日本婦人病院諸料金條例中改正ノ件
- 四十、議案第三十一號 天津日本實費診療所條例中改正ノ件
- 四一、議案第三十二號 天津日本保養院條例中改正ノ件
- 四二、議案第三十三號 天津居留民團水災復興資金關係諸條例廢止ノ件
- 四三、議案第三十四號 天津居留民團酒類稅例廢止ノ件
- 四四、議案第三十五號 天津日本醫療院諸料金條例中改正ノ件
- 四五、議案第三十六號 天津日本療院諸料金條例中改正ノ件
- 四五、議案第三十七號 天津日本療院諸料金條例中改正ノ件
- 四六、議案第三十八號 天津日本療院諸料金條例中改正ノ件
- 四七、議案第三十九號 天津華語專門學校補助ノ件
- 四八、議案第四十號 大日本體育會華北天津支部補助ノ件
- 四九、議案第四十一號 天津在鄉軍人會天津聯合分會補助ノ件
- 五〇、議案第四十二號 武德會天津支部補助ノ件
- 五一、議案第四十三號 華北日本教育會天津分會補助ノ件
- 五一、議案第四十四號 大日本天津海洋少年團補助ノ件
- 五一、議案第四十五號 財團法人天津共立學校補助ノ件
- 五二、議案第四十六號 天津港城警防團補助ノ件
- 五三、議案第四十七號 不動產得喪ニ關スル件

6

○ 讲長（三角武雄君）　國民儀禮を行ひます東方にお向き願ひます
官城に對し奉り最敬禮（→総員最敬禮）大東亞戰爭完遂祈念、戰沒英靈に對する感謝及第一線將士に對する感謝の祈念！祈念始め（総員祈念）→止め

○議長（三角武雄君）　只今より第三十七次通常民會を開會致します、口今出席議員三十四名、法定數に達して居ります、今回の議事錄署名者を　お詔ひ致しますが八番等内議員、三十五番北澤議員御兩名にお詔ひ致します。
これより監督官の招集の辭がございますので御靜聽願ひます
○道明領事（登壇）　日本太田總領事が臨席致しまして親しく各位に御挨拶申上げる所であります
たが急に緊急令むを得ざる公務がございまして北京に派出致しましたので私が代りに臨席致しまして命に依りまして一言御挨拶申上げます、總領事よりも本席に出席出来なかつたことは遺憾です
あるが暮々も各位に宣教と云ふ御傳言でござります
按本次の第三十七次通常民會が開かれれるに際して議員各位に於かれましては公私共御繁忙の際にも総合せの上御出席下さいましたことは平素各議員が民團行政に對する關心の淺からぬことと存じます
して敬意を表する次第でござります、御承知の通り大東亞戰爭は今や醞となりまして東西に決戦年度になつて居るのであります、従ひまして當天津に於きましても種々なる影響が現はれて参りまして日華人共同の悩みとする食糧問題、物價騰貴の問題など色々な問題もござります、又在留

<p>○議長（三角武雄君）　國民儀禮を行ひます東方にお向き願ひます 宮城に對し奉り最敬禮（總員最敬禮）大東亞戰爭完遂祈念、戰沒英靈に對する感謝及第一線將士に對する感謝の祈念（祈念始め）（總員祈念）止め</p> <p>（總員着席）</p> <p>○議長（三角武雄君）　只今より第三十七次通常民會を開會致します、只今出席議員三十四名、法定救急に達して居ります、今回の議事録署名有をお願ひ致しますが八番寺内議員、三十五番北澤議員御兩名にお願ひ致します。</p> <p>これより監督官の招集の辭がござりますので御静聽願ひます。</p> <p>○道明領事（登壇）　本日太田總領事が臨席致しまして親しく各位に御挨拶申上げる所でありますたが急に緊急已むを得ざる公務がございまして北京に出張致しましたので私が代りに臨席致しまして命に依りまして一言御挨拶申上げます、總領事よりも本席に出席出来なかつたことは遺憾であるが暮々各部位に宣傳と云ふ御傳言でございました</p> <p>拙今次の第三十七次通常民會が開かれるに際して議員各部位に於かれましては公私共御繁忙の際お縕合せの上御出席下さいましたことは平素各位が民間行政に對する關心の淺からぬことゝ存じまして敬意を表する次第でございます、御承知通り大東亞戰爭は今や酷となりまして東西に決戦年度になつて居るのであります、從ひまして當天津に於きましても種々なる影響が現はれて參りまして日華人共同の懼みとする食糧問題、物價騰貴の問題など色々な問題もござります、又在留邦人と致しましては企業整備とか職域再編成とか或は支那側課税服従と云ふやうな色々な問題もござります、其の際此の通常民會を開かれまして昭和十九年度の豫算を初め、幾多の重要な案件が上程せられるのでありますから願はくば各位に於かれましては留民の福祉並に民間行政發展の爲に和衷協同して慎重審議其の成果を擧げられんことを切に希望して止まないのでござります簡単でござりますがこれを以て御挨拶と致します（拍手）</p> <p>○議長（三角武雄君）　議員移動を報告申上げますのが本席の届出缺席議員五名、石田議員、竹井議員、吉野議員、蘆澤議員、五十嵐議員、其の外報告ございません</p> <p>それから勝用議員から決議案が出て居ります、我が帝國陸海軍に對する感謝決議の件でございますが審議をして可決致させます</p> <p>○鹿田民會書記　帝國陸海軍に對する感謝決議の件</p>	<p>提案者　勝田重直</p> <p>賛成者　菊地新一</p> <p>　　伊東武喜</p> <p>　　石田芳雄</p> <p>　　北澤千代藏</p> <p>福島榮之助</p>
---	---

<p>(10)</p> <p>○議長（三角武雄君）此の議案を日程に練入まして御決議お願ひしたいと思ひます。御異議ございませんければ日程第一に致したいと思ひます。御提案者の勝田議員から御説明願ひたいと思ひます。</p> <p>○提案者（勝田重直君）登壇（拍手）提案理由に就きましては茲に總々申上げる所もなく、既然たるものでありますと共に滿場一致賛成を得ることも後断に難くないであります。唯私は本案の敵意性に鑑みまして暫し皇軍将士の獲得せられました大戰果と想察に於ける御勞苦とを有さんと共に本議場に於きましておしおびしたいと思ふのであります。然して以て私共天津居留民の衷心より延り出る此の感謝感激の誠意を其のまゝ皇室陛下に送りたいと存ります。</p> <p>宣戰の大詔が渙渡せられて茲に二年有余皇軍將士各位は陸に空に帝國の周邊幾千里総戦にて既に仇敵米英を東亞の天地から驅逐し我等皇軍の東亞侵略の歴史は炳燄の如く演え去り其榮臨建設は日と共に進み沟に遡然たる舊古の偉業であります。是偏に火御禮威に據ることながら世界に冠絶せる皇軍の善謀敢闘は國民擧つて感謝感激措く能はざる次第でござります。さらながら現下我國の野望は我が内南洋に迫つて陛下の神兵は經濟の孤島を遂げられ戦局の専制軍事大改革を改めてひしきと満身に感得せられるのであります。今次我界の戰氣が從來の戰争性格と申しますか戰爭様式が一變致しまして生滅の國と發滅の國家あるのみで端知なき戦争と申される通り文字通り食ふか食はれるかであります。然しながら敵たる皇軍の威容は依然米英が吻量に待む戰法や焦燥に余る猝突直進に聊かも動することなく兵船に物量に或は給養に極度の乏しさに堪へまして常に寡を以て衆を擊碎しつゝあるのであります。私は戰友の亡骸を胸に抱いて共に入城の喜びをわかつて是の母艦の急を體で救ひ或は沈没の船橋に嚴然と部下の退艦を見守るあの指揮官の尊くも崇高なる姿に只々感激の涙を凝結となつて灼熱の大和魂は宿敵米英のものぞも灼き燃えねばやまないのであります。更に又我が神兵の玉碎に至りましては神代より草ぎ轡ぎました我々大和民族の血潮は洪水となつて潮流するのを覺えるのであります。今や皇國興廢の岐路に立つ眞に苛烈な決戦段階であります。我等は如何に重大なる戰局に立ちませうとも誠忠無比の皇軍を信じ天業を恢復する意義に徹し必勝の信念を不動にするものでございます。誓つて戦力増強に繩撃取致して實踐躬行以て此の忠勇なる將兵各々の偉勳に應だへるのであります。茲に今次大會は其の決議を以ちまして帝國陸海軍の赫々たる御偉業に對しまして滿腔の謝意を表し且衷心武運長久を祝して殆ど國の英靈に對しまして厚く敬意の誠を表したいと存する次第でござります。然してこれが發送先に就きましては議長御一任と云ふことに願ひたいと存じます。どうか皆様滿場御賛成お願ひ致します（拍手）</p>	<p>（11）</p> <p>○議長（三角武雄君）御異議ないやうでござりますので六名程お願ひしたいと思ひます。</p> <p>（起草委員）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">提案者</td> <td style="text-align: center;">勝田議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九番</td> <td style="text-align: center;">勝田議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十三番</td> <td style="text-align: center;">武内議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二十一番</td> <td style="text-align: center;">岡本議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四十八番</td> <td style="text-align: center;">足立議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三番</td> <td style="text-align: center;">三角議員</td> </tr> </table> <p>以上六名で委員會を組織したいと思ひます。</p> <p>十分間休憩致します（拍手）</p> <p>○午後二時四十五分 休憩</p> <p>○午後三時二十五分 再開</p>	提案者	勝田議員	九番	勝田議員	十三番	武内議員	二十一番	岡本議員	四十八番	足立議員	三番	三角議員
提案者	勝田議員												
九番	勝田議員												
十三番	武内議員												
二十一番	岡本議員												
四十八番	足立議員												
三番	三角議員												

<p>(12)</p> <p>○議長（三角武雄君）引續き開會致します。只今決議案起草委員長の御報告を願ひます。</p> <p>○起草委員長（勝田重直君）登壇（拍手）只今滿場一致を以て御賛成下さいました決議案に對しまして決議文の作成に當りましたところ只今讀上げるやうな決議文となりましたので皆様の御審議を願ひたいと思ふのであります。</p> <p>帝國陸海軍ニ對スル感謝決議</p> <p>大東亜戰争勃発以來二年余早クモ敵米英ヲ東亞ノ天地ヨリ驅逐撃滅シ大東亞共榮圈ノ建設日下共ニ捲ム、海ニシテ全國民ノ感謝感激摶ク能ハサルトコロナリ</p> <p>ノ善戦力爾ノ賜ニシテ全國民ノ感謝感激摶ク能ハサルトコロナリ</p> <p>然シ共戦局ハ日ヲ逐フテ快哉烈ノ慶ノ慶也、既ニ深ク内南洋ヲ侵ヌアザテ帝國ノ聲譽正ニコノ處ニ立テリ前モ一億國民ハ愈々軍ノ威武ニ絕對有備シ益々必勝ノ信念ヲ確ウシ決戦非常措置ニ順應シテ總轄起シ只一意計力増強天業達成ニ邁進シ以テ將兵諸士ノ偉勳ニ禪ヒンコトヲ期ス茲ニ天津居留民會、帝國陸海軍ノ赫々タル戰功ニ對シ滿腔ノ謝意ヲ表シ衷心ヨリソノ武運ノ長久ヲ祈リ併セテ崇高ナル戰没英靈ニ厚ク弔弔ノ忱ヲ效ス</p> <p>○議長（三角武雄君）なほ決議文の發送先でござりますが前民會の例に従ひまして左の通りと致したいと存じます。</p> <p>右御賛成をお願ひ致します（拍手）</p> <p>天津居留民會議長・三角武雄</p>	<p>（11）</p> <p>○議長（三角武雄君）御異議ないやうでござりますので六名程お願ひしたいと思ひます。</p> <p>（起草委員）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">提案者</td> <td style="text-align: center;">勝田議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九番</td> <td style="text-align: center;">勝田議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十三番</td> <td style="text-align: center;">武内議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二十一番</td> <td style="text-align: center;">岡本議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四十八番</td> <td style="text-align: center;">足立議員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三番</td> <td style="text-align: center;">三角議員</td> </tr> </table> <p>以上六名で委員會を組織したいと思ひます。</p> <p>十分間休憩致します（拍手）</p> <p>○午後二時四十五分 休憩</p> <p>○午後三時二十五分 再開</p>	提案者	勝田議員	九番	勝田議員	十三番	武内議員	二十一番	岡本議員	四十八番	足立議員	三番	三角議員
提案者	勝田議員												
九番	勝田議員												
十三番	武内議員												
二十一番	岡本議員												
四十八番	足立議員												
三番	三角議員												

(15)

せんでしたが各種の備品各部品の保管は頗る良好でありました。中日本青年学校の教具格納整理に遺憾な點がありまして九月十四日の検査の時に整理をつけてないから、よくやつて戴くやうにお願ひして歸つたのであります。續いて十一月二十五回に再び校致しました時に未だ其の儘になつて居りましたから此の時もよくやつて戴くやうに、今後こう云ふことが此の儀にされて居るなれば會計検査委員として報告の已むなきに至るでせうと云ふことを御注意までに申上げて置きました後に先日二月検査に赴きました時に依然として出来てなかつたのであります、此の點特に遺憾でありますと云ふ事が出来てなかつたのであります。其の他は極めて良好でありますと申上げる事項もございませんそれから二月の會計検査の時に當りまして民間吏員の俸給に二百七十回と云ふ要員で俸給を受けて居られる吏員を見受けました。が會計検査委員の間で、今年十一月北京の商工會議所の調査に最低水準四百十回とありますので或程度俸給を上げた方がよくないかと云ふ説が出来まして、それではこれを會計検査員一同として意見書として民間に出そうと云ふことになりましたけれども民間當局に於て其の案は民間に既に出来て居るから意見書を出されると云ふことは一寸待つて戴きたいと云ふ話がありまして、意見書は提出を中止したのであります、唯そう云ふことがあつたと云ふことのみ茲で報告を上げて置きます、甚だ簡潔でありますと云ふが、これを以て會計検査報告を終ります御質問がありましたら何でもお咎へ致ます。

(18)

(17)

司は一般の賃料を一圓十錢を一圓八十五錢に値上げして民團に對します。賃料を六十五錢であつたのを一圓四十錢に値上げすると云ふ依頼に接したのであります。そこで一圓四十錢で買つて一圓八十五錢に賣りますと民團は概算約六萬圓の赤字を生ずることになるのであります。なほ物價高の今日補修費、西宮島側の擴張工事をやつて置くにはどうしても現在見て居りますだけの剩餘を得なければならぬ其の爲に一圓十錢に買はなければならぬと云ふ計算の下に水道會社と交渉を重ねましたが偶々總てを見て居られる高野顧問が上京でございましてはつきりしたことも認まらず向ふの方では一圓三十錢で止めてくれないと云ふ意向であります。それも高野顧問としても僕に一萬六千圓の剩餘に過ぎないので一圓二十錢にしなければならぬ、それならば高野顧問のお歸りになつてから相談してくれと云ふことであります。しから相談してくれと云ふことではあります。高野顧問のお歸りも遅くなります。しこちらの方は一月一日より購水料金を上げなければならぬので高野顧問のお歸りを待つて居ては此の値上がりが出来ない、と云ふので妥當な値段として一圓二十錢として第六十九次居留民會臨時會の御決議を願つたのであります。ところが高野顧問がお歸りになりまして民團の事情もよく分つて居る、然し水道會社として施設が不充分であるから此の際大幅の値上げは此の難關を突破する爲の値上げであるから一圓二十五錢並に折合つてくれと云ふことであります。それで民團としまして現在百十株一萬一千圓の株を持つて居る、と致しましても一圓二十五錢に致しまると約五萬圓の剩餘を生ずることになりますので、事情に已むを得ないと認めまして茲に參事會の代決を以ちまして二月一日から一千ガロンに付一圓二十五錢と決定をお願ひいたします。

報告第四號 不動産賃貸に關する件、從來民團は一般の住宅難緩和の爲に貸家を建築する計畫でございましたが資材の他の關係で遂に實現を見ないで今日に及んだのであります貸家特別會計の方には其の資金を豫備費に入れまして何が適當な家があればそれを買って一般の宿舎緩和を圖りたいと云ふ意図があつたのであります。それが偶々興亞第三區舊フランス租界でありまして老西開五十九號跡の泉澤里と云ふところに支那人の新樂して居ります家が空いて一部未完成であります。これを買ひまして民團學校職員並に一般居留民の宿舎緩和に充てる方がいいのではないかと考へまして茲に買ふことにお願ひしめたのであります。しかしやうと蘇正月で代金を支拂はねばならぬことになりました。これも民團を聞いて御承認を得る暇がございませんので參事會の代決をお願ひいたします。

報告第五號 昭和十八年度特別會計開營貸家經營費入出追加更正豫算案、これは日申しました。國營貸家の土地建物を買ひますを國營貸家特別會計で購入致します爲に豫備費を取つて居りますものを茲に貸家費の土地建物買賣費と云ふ項を作りまして豫算を更正した次第であります。なほこれと併せて歲入の實績と歳出の實績とを茲に是正致しまして更正豫算の代決をお願ひいたします。

報告第六號 天津居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收榜例中改正の件、これは近次應答者が大部出まして應答者の家族子弟の授業料を免除してやうと云ふところから代決を願ひましたのであります。それと併せて中學校、商業學校、高等女學校となつて居りますの話を一括中等學校と改めたのであります。蘇正月は「戰病死者の遺族及傷病軍人の家族」となつて居りますので其處に「及公務に依り從軍中の者の」と云ふ一句を茲に追加したのであります。

(20)

(19)

報告第七號 も同じ趣旨でございます。

報告第八號 濟安自来水公司新株應募並に寄附株採納に關する件、これは自来水公司的株でございますが一月三十日に臨時株主總會があつたのであります。其の時に増資の決議がなされまして現在の自来水公司的資本金は八百五十萬圓であります。それを一千五百萬圓に増額する決議を致しましたのであります。六百五十萬圓の増資と云ふことになるのであります。其の増資の中三割は現在の株主に對しまして無償で寄附を割當てる、其の外の三割は有償を以て拠み願ふと云ふことになつたのであります。其の金額が六百五十萬圓になるのであります。增資しました六百五十萬圓から此の株に割當てました五百萬圓を引きました百四十萬圓を會社員並に重役の功勞社に宛てると云ふことになつて居ります。そこで民團としまして現在百十株一萬一千圓の株を持つて居るのであります。これに對しまして三割三十三株の無償株を貰ふことになつたのであります。それと有償の三十三株に致しまして三千三百圓の株金を拂込まねばならぬことになつたのであります。すこしも急を要しまして參事會の代決を求めまして此の新株を貰ふと共に株金の拂込も同時に致しますと云ふことに致したのであります。

以上六件何れも急を用しましたので居留民團施行規則第五十四條第二項第一號の規定に基きまして領事の命令に依り參事會の代決を戴いた次第であります。

○議長（三角武雄君）御質問ございませんか

（異議なし）と呼ぶ者あり

○議長（三角武雄君）質問がございませんければ承認を得たものと認めまして次に移ります

日程第九 報告第九號 昭和十八年居留民團事務報告

○議長（三角武雄君）次は日程第九號民團事務報告

○民團長（白井忠三君）登壇 恒例に依りまして昭和十八年度民團行政の事務報告を申上げます。勢頭申譯致したいのは事務報告書が印刷の方の手送りと申しますか、事實印刷界の狀況が色々に業者の方でも骨を折つて減きましたし民團の方でも手を盡しましたがどうして印刷とて問題に合ひませんで大部分が手許に配布致しましたがどうして印刷したのが一部であると云ふやうな方り印刷であります。これは追つて全部印刷に致しましたものに取扱へまして御配布致つもりでございます。同時に大部較正其の他にも不備な點がござりますが是亦御諒承願ひまして遂に校正を完備致したものによりまして取扱へることに致します。

昨年度の民團行政事務上の最大の事項は民團開始以來誠に歴史的な所謂租界返還問題でございます。これは子慶昨年の今月本日第六十七次臨時民團に於きまして誠に感激的な場面によりまして心持良く支那側に無償渡辺のことを決議致されまして超へて明後日即ち三月三十日に此の公會堂に於きまして誠に嚴嵩盛大に租界還付式が行はれた次第でございます。此の模様は既に其の後の民團に於きまして報告書でございまするから茲に重ねて經過の報告は省略致しました。其の後舊租界に生じたものがどうであるかと云ふことを簡單に申上げますと大體に於て道路の清掃とか道路の撤去と云つたものは甚だよくやつてくれるやうに考へるのであります。たゞ下水道の掃除とか云ふ點に若干の懸念を持つて居ります。本年は兩期前には非下水道の完全なる掃除を市當局の方に迫つて、やつて貰さないと云ふ風に考へて居るのであります。たゞ租界還付後目立つて

(21)

租界内に起つて居る情勢は御承知の如く極めて勃癡の増へたことでござります、殊に下水の蓋と云ふやうな公共施設が端から益まれて誠に夜間危険を感じるやうな状態になつて居りますこれに對しては華側當局も決して放つて居るのでなく現にそれ／＼セメントの蓋等を作つて修復をやつてくれて居ります、此の點誠意がないと云ふやうなことはないと考へるのであります、殊に華側警察當局の誠意振た就きましては茲に一例を御報告申上げるのであります、西宮島街の民團宿舎が新築されましてからあの方面に殊に小盗見が非常に多い洗濯物などのべつ盗難にかかる云ふ苦情を申すので實は警察の方へ何とか少し考へて戴きたいと申しましたところ快よく承知してくれまして早速立番巡捕を増やしてくれました其の當時若干の被害が減つたと云ふこともあるのであります、又その盜難の頻發が勿論一般社會情勢から來て居るのであります、此の點我々としては自警當局の責めだとのお考めるのは甚だ酷であると考へるのであります、此の點我々としては自分等が十分に警戒を加へると共に何處迄も協力の態度に出まして益々被害を減すと云ふことに努めて行く外ないのではないかと考へるのであります。

次の問題は課税権の問題であります、此の課税権の問題を申上げますと大體二つに分かれて居るのであります、即ち支那側の持つて居る課税権と外國人に課税権を持つて居るが治外法権を持つて居る國民は免稅權を持つて居る、支那の課税を免除される特權を持つて居るそれが今度の治外法権の撤廢と共に免稅特權を抛棄するこれが一つであります、今一つは色々の從來の課税を支那側に移譲するこう云ふ點であります然し此の點で兎角誤解があ

(22)

るやうに思ふのであります、民團稅と云ふものは支那側に移譲されると云ふ中に何處迄も民團稅そのものが自治體の稅金でありますから民團に拂つて居つた稅金を支那側にそつくり持つて行くんだと云ふ誤解が兎角從來あるのでありますかこれは全く誤解であります、民團に拂ふ稅金は自治體の稅金であるので將來民團と云ふものが名前が變るか致しまず場合、稅金は名前は變るであります、然しこれは居留民の天津に存續する限り永続するものであります、そこで民團稅そのものも只今のところで二通りになつて居ります、一つが普通稅、一つが特別稅、二つで普通稅と云ふのは各地民團の經費の財源であります、これは只今申すやうに日本人の在留する限り永久に續く財源だと思ひますこれを除きましてこの方は天津の土地の事情に應じて課税されるのであります、今一つの特別稅は、天津に拂ふ稅金が賦課されて行くのであります、これが只今申上げました免稅特權放棄云ふ風なものに屬するものが多いと考へるのであります、大體鹽稅、統稅、印花稅、鐵業稅、通行稅此の五つであります、統稅と云ふのは更に細かに分れて居ります八種類に分れて居ります全體を勘定しまして十何種類になるのでこれが十月一日の支那側の通告に依つて日本側の在留民が負担することになつて譯

(23)

であります、これは勿論支那の中央稅であります、地方稅ではありませんこれは全部從來の民團稅とは關係ないであります、其の中に一つ日本酒の稅金、民團で取つて居つた稅金を及んで来る形になります、更に十月一日に通告がありましたが事實は今日迄未だ課稅して居りません此の四月一日から愈々日本酒に中國側が課稅する豫定になつて居ります、其の豫定は民團の酒の稅金が廢止されることになつて居つて後の方に廢止條例が出て居る譯であります、第二回通告は本年二月一日から實施されるのであります、これは所得稅以下十一種類あるのであります、所得稅は中央稅其の他の十種類は全部地方稅であります、此の十一種類は只今申すあります、所得稅は中央稅其の他の十種類は全部地方稅であります、此の十一種類は只今申す、免稅特權の拠葉であります、支那側に対する移譲でもあります、三ころが十一種類を申上げます、從來我々の考へて居る稅金とは非常な種類が多い以上の所得稅、營業稅、菸酒營業牌照稅、牙稅、牙行營業稅、牙帳捐稅、屠宰營業稅、營業稅、典當營業稅、當押營業稅の十一種類が生の四月一日から日本側が支那の課稅に服することに通告されたのであります、三ころが此のやうな種類の稅目を支那の役所から日本人に課稅して来る云ふことは到底誰が考へて出来ないことであります、そこで甲子開國の當局者が神相談の上で改めて本年二月十日の大東亞省令の第二號で中華民國稅代徵則と云ふものが發布されたのであります、其の中華民國稅代徵徵則は只今申しまして十一種類の直接稅の稅金を支那稅務署から負擔せしめるのであります、民團をして代徵せしめてこれを支那側に引渡す云ふ精神に依つて成立つて居るのであります、即ち即ち十一種類の中國側の稅目が日本側から見る云ふ一つの稅金に引繼がれて居るのであります、そうして納稅義務者は直接中國に納入するのでなく民團が代徵する但し民團も又當該業者に負擔させるのであります、せん例へば實業者から代徵して中國側に納めると云ふ風な組織ではないでありますから日本側から見て代徵稅を負擔する義務者は誰か三云ふことになります、これが只今申す大東亞省令代徵稅規則に依つて決められて居ります即ち民團稅の中の個人所得稅、法人所得稅、營業稅、此の三つの稅金を納める者が十一種類の代徵稅を納める義務がある、即ち云ふことに規定されるのであります、つまり申しまして屠宰屠牛場をやつて居る三ころの業者に所得稅を拂つて居る者が、云ふものに引くるて十一種類の稅金に對する負擔をする、こういふ前に引渡す云ふことを云ふ、代徵稅と云ふ一つの稅金に引渡す譯で十種類の稅目と云ふのは直接納稅義務はない云ふことになるのであります、此の點將來にどうぞ誤解のないやうに充分居留民は誤解して戴きたい、又支那の徵稅者が或は誤解に依つて直接納稅義務者と考へて煙草賣店からお前のところは拂ふんだと云ふことを云つて來ないとも限りません、云ふたのないやうに考へたいと思ふのであります、然らば代徵稅はどう云つた比率からどう云つたやり方をするのか云ふ點で實は先刻撤回されました第二十號の代徵稅の條例の中に規定される筈であったのであります、これにちやうど大使館からの指示が間に合ひませんでした自然條例を撤回したやうな譯であります、一日に申しますと、支那に在留する日本人全部の者が十種の稅金に對するか何百萬圓負擔するのか云ふことが大使館と南京政府の間に確定されるのであります、此の交渉で十九年半度は何百萬圓云ふことが確定致しますと南京の大使館はそれを天津、北京、濟南其他民團の在るところは勿論民團の所在地に割付ます

(24)

であります、これは勿論支那の中央稅であります、地方稅であります、これは全部從來の民團稅とは關係ないであります、其の中に一つ日本酒の稅金、民團で取つて居つた稅金を及んで来る形になります、更に十月一日に通告がありましたが事實は今日迄未だ課稅して居りません此の四月一日から愈々日本酒に中國側が課稅する豫定になつて居ります、其の豫定は民團の酒の稅金が廢止されることになつて居つて後の方に廢止條例が出て居る譯であります、第二回通告は本年二月一日から實施されるのであります、これは所得稅以下十一種類あるのであります、所得稅は中央稅其の他の十種類は全部地方稅であります、此の十一種類は只今申すあります、所得稅は中央稅其の他の十種類は全部地方稅であります、此の十一種類は只今申す、免稅特權の拠葉であります、支那側に対する移譲でもあります、三ころが十一種類を申上げます、從來我々の考へて居る稅金とは非常な種類が多い以上の所得稅、營業稅、菸酒營業牌照稅、牙稅、牙行營業稅、牙帳捐稅、屠宰營業稅、營業稅、典當營業稅、當押營業稅の十一種類が生の四月一日から日本側が支那の課稅に服することに通告されたのであります、三ころが此のやうな種類の稅目を支那の役所から日本人に課稅して来る云ふことは到底誰が考へて出来ないことであります、そこで甲子開國の當局者が神相談の上で改めて本年二月十日の大東亞省令の第二號で中華民國稅代徵則と云ふものが發布されたのであります、其の中華民國稅代徵徵則は只今申しまして十一種類の直接稅の稅金を支那稅務署から負担せしめるのであります、民團をして代徵せしめてこれを支那側に引渡す云ふ精神に依つて成立つて居るのであります、即ち即ち十一種類の中國側の稅目が日本側から見る云ふ一つの稅金に引繼がれて居るのであります、そうして納稅義務者は直接中國に納入するのでなく民團が代徵する但し民團も又當該業者に負担させるのであります、せん例へば實業者から代徵して中國側に納めると云ふ風な組織ではないでありますから日本側から見て代徵稅を負担する義務者は誰か三云ふことになります、これが只今申す大東亞省令代徵稅規則に依つて決められて居ります即ち民團稅の中の個人所得稅、法人所得稅、營業稅、此の三つの稅金を納める者が十一種類の代徵稅を納める義務がある、即ち云ふことに規定されるのであります、つまり申しまして屠宰屠牛場をやつて居る三ころの業者に所得稅を拂つて居る者が、云ふものに引くるて十一種類の稅金に對する負擔をする、こういふ前に引渡す云ふことを云ふ、代徵稅と云ふ一つの稅金に引渡す譯で十種類の稅目と云ふのは直接納稅義務はない云ふことになるのであります、此の點將來にどうぞ誤解のないやうに充分居留民は誤解して戴きたい、又支那の徵稅者が或は誤解に依つて直接納稅義務者と考へて煙草賣店からお前のところは拂ふんだと云ふことを云つて來ないとも限りません、云ふたのないやうに考へたいと思ふのであります、然らば代徵稅はどう云つた比率からどう云つたやり方をするのか云ふ點で實は先刻撤回されました第二十號の代徵稅の條例の中に規定される筈であったのであります、これにちやうど大使館からの指示が間に合ひませんでした自然條例を撤回したやうな譯であります、一日に申しますと、支那に在留する日本人全部の者が十種の稅金に對するか何百萬圓負擔するのか云ふことが大使館と南京政府の間に確定されるのであります、此の交渉で十九年半度は何百萬圓云ふことが確定致しますと南京の大使館はそれを天津、北京、濟南其他民團の在るところは勿論民團の所在地に割付ます

(26)

(25)

其の割付けたものを天津の居留民團には八十万圓とか百萬圓とか十九年度に於て代徵税として納めると云ふことの指令が來る譯であります、其の總額と只今申す天津居留民團の十九年度の個人所得税、法人所得税及び營業税の總額との比率が依つて算出される理窟なのであります、それを初めて民團は支那側にお渡しする代徵税として民團に納める所得税の外にこれを代徵納入するやうにと云ふ通告を發しまして、それを支那側に引渡すのであります、ですから民團の歲入には入りませんのです、民團の歲入以外になるのでありますで其の額がどの位になりますかと云ふことは未だ通告が參りません爲に決定は致しませんが大した稅額にはならん、恐らく只今の民團の個人所得税、法人所得税及び營業税に三割加へたものに對する一割には達しないと云ふやうな見當であります、そこで代徵稅の條例は先刻撤回致しましたが追つて今は南京大使館から天津居留民團の負擔すべき代徵稅年額と云ふ通告が參るのであります、さすれば此の三つの稅金の負擔者は民團は納稅告知書のやうなものを出して拂つて戻さなければなりませんので此の代徵稅條例は追つて年額の快定次第奉事會に於て代決をお願ひして決定して戻く、こう云ふ風に考へて居りますので豫め御諒解願つて置きます、其の外に此の二月一日の第二回の通告で中國側で直接に徵收しつゝあるものの及び将来賦課を期待されるものが房捐つまり屋稅以下六種類ありますそれは何れも地方稅であります、房捐と云ふものは民團の屋稅と同じやうなものであります実施期間は未定であります、此の方は支那側の房捐が愈々實施されば民團稅の方は廢止することになるだらう、ミ考へます、其の次は車捐、車の稅金であります、これは從來の諸軍艦札税でありまして既に實施中であります、これは各位もお拂ひになつて居る通りであります、其の

大が筵席食捐、遊興娛樂捐の二つござります、ちやうど二つ合せたものが我が民團にある遊興飲食稅であります、此の四月一日から華側が直接業者から徴收することになつて居るのであります現在の華側の稅率と申しますのは四圓以上十圓迄は一割、十圓以上一割五分と云ふやうな率であります、そこが民團の遊興飲食稅の方は實に議案二十三號になりましたが少しく改正致しましたが、此の儘改正であります、満一華側の筵席稅、其の他の方があるかも知れませんが、此の儘改正であります、云ふ時は民團の遊興飲食稅に對しても改正の必要が起きたことをもつて居ります、今日は提案のやうな改正をして参りたいと思つて居ります、ところがこれは今朝監督官の方からお話を聞いたんですが、北京の市公署に於きましては此の遊興飲食稅は代徵稅に入つて居らぬのであります、是非民團の方で代徵してくれ、其の代徵する標準は人口の比準を基としまして例へば百五十萬支那人が追つて支那側の稅金が年額幾らか、日本人の北京に居る居住者が十萬居る、然らば一人當り此の値の割合で日本人の筵席稅を民團側で代つて取つてくれ、こう云ふ風な交渉がありまして、北京民團はそんな風に進行するらしいお話であります、天津に於ても或は市公署の方からそう云ふ交渉がありますれば適宜此の相談をして進めて行きたいと考へて居ります、其の次のは六の中のうちに支那側が直接日本人からも三月一日から取つて云ふことになつて居ります、先般の新聞で御承知のやうに支那側が年以前のものは舊日本租界内の分はこれは監督官廳と支那側の御交渉の結果、從來の民團衛生費徵收條例を基準と致しまして民團が徵收致しまして、そうしてこれを支那側に寄附すると云ふことにして先般告知書をお送り致しましたのでお拂込を見ました上で支那側に寄附することに致します、三月以降は勿論支那側が取りに来るの

(28)

(27)

あります、ところで舊日本租界に住んで居られる方は民團に取られた清潔費と云ふものゝ基準がありますからよろしくあります、が舊日本租界とか舊フランス租界とか英租界に住んで居られる方に對する市政府の清潔費の賦課額がどう云ふ程度のもので決めのか伺ふところでは隨分高率のものと課して來ると云ふことを聞いて居ります、余り不當なことを賦課してくるやうなことがございましたならば、これは全體の在留民の利害に關することでありますのでどうか民團の方へなり總領事館の方なりへ至急にお申出願ひまして、余り不當であれば適當の文書を支那側に請つて是正して行きたいと云ふ風に考へるのであります、今一つ支那側が今後徵收すると云ふことの通告のある稅金に公益捐と云ふのがござります、これには當然今のところ分りません、或は戸別割のやうなものではないかと思ひますが、こう云ふものゝ名前だけが通告の中に申しましたのが課稅權に關する狀況であります、犬體只今申しましたのが課稅權に關する狀況であります、これは要しまするに從來租界附治外法權擴張と云ふ行為が起きました當時最も居留民の心理に影響しましたことは我々の負擔がどんどん増へることであるかと云ふ點があつたのが現状に於きましては甚だ心配は憂に屬しまして、勿論若干の増加は免れないと思ひますが懸念は極めて輕微なものだと考へてよろしいと思ふのであります、殊に政府としまして此の居留民の支那側課稅權の移讓は依つて居留民負擔の増加に對する對策を考へて下さつて居る其の對策の現在示されて居りますのは二つあります、一つは民團稅を輕減して下さつて居ります、一つは各地民團民會の負擔でありますところの衛生事業を全部民團から取上げて同人會に經營させると云ふことになりまして衛生事業に要した各地の民團民會の負擔をそれから負減せざると云ふ二つの大施策を決定されたことであります、これは何れも十九年度から施行するのであります、必ず民團稅の輕減と云つたものゝ概略を申しますと詳しいことは後の議案の時に申しますが、其の一例に勤務所得稅の問題であります、先づ第一に申告額から一割控除したものと課稅標準にするこれが新年度から行はれる案であります、つまり一萬圓の所得の申告があれば九十圓に課稅すると云ふ一割控除です、それから扶養家族の控除額が現地に居るものに對しては從來二百圓と云ふのを來年三百圓に引上げますと年收者は二百圓にあつたのを三百圓に引上げられます、こう云ふ改正によりまして一寸計算する所と年收者は二百圓の人人が三人の家族がある場合假定しまして十八年度一千七百二十圓十九年度課稅法に依りますと一千四百五十圓約二割昨年より稅金は同じ收入で安くなる理窟であります、三萬圓の年收者では十八年度迄は三千二百九十六圓、十九年度は二千七百七圓累進率も變つて来て居りますから段々と輕減の恩典が多くなる譯であります、その外營業稅も若干率が下つて居ります、たゞ法人所得稅は若干新課稅法に依つて増へて居ります、斯様な譯で政府としては支那側に課稅權を移讓したが爲た居留民の負擔の輕減することを考へて下さつて店と云ふことが明瞭なんであります、衛生事業の全部を同人會に移讓すると云ふことに就きまして具體的內容が本日迄分つて居りません、たゞ政府の御指示は新年度に於ては三月分だけ從來通りの經費を計上しろ、つまり六月以降は經費を計上しないと云ふ御指示なんであります、學校衛生其の外居留民の體力管理に關する費用と云ふ風に細かに考へて行きます、果してどの程度になりますか、具體的な内容を伺はない、ミ決定に至らん譯であります、兎に角、只今茲に提案申上げて居ります豫算面に就て申上げます、我が民團ミ致し

(29)

(30)

まして此の衛生事業に使ひまする金が十八年度では收入を引いて百六十九萬二千三百三十二圓と云ふ額であります、十九年度に於きまして三ヶ月分だけ計上致します、二十八萬三千八百五十三圓で約百四十萬圓程衛生事業を同會に移譲する爲に民團の豫算は肩が軽くなる、こう云ふ結論になつて居る譯であります、大體税關係のことは以上で後は御質問にお譲りします。

其の次の民團行政の重大な問題は電氣事業の値上げであります、これは御承知の如く民團の有力なる財源であり、又民團獨自の經營の下によその租界よりも電氣を安く貰る事か厚生團祉の爲に電氣經營の上に民團獨自の考へに置かれて居つたのであります、が今回租界撤廢と共に一律一體に賣る仙段も當局の御指示による仙段でなければいかん、同時に電業が民團に賣つてくれる仙段もあり放題の經營をして行かなければならんと云ふ状況になつて居ります、此の政府の方針に則つて行くと云ふことは申上げる迄もなく戦力増強の爲に、電力を整備しなければならぬ電力を節約しなければならぬと云ふ點にあるので電氣料を高くするのも出来るだけ電氣を節約しろそうして節約した電力を戦力増強の爲に廻す、これが政府の方針であるのであります、斯様な意味に於きまして率は結局政府の御方針に従つて進まなければならぬのであります、が翌年の十月より今年二月迄は實績を「應申」しますが電力節約は三、二バーセントしか節約になつて居ります、料金の方は非常な傾上になつたので民團の收入は非常に増して居りますが電力節約は云ふ方面には極めて成績不良であります、一々申上げる事電燈電氣は結局電力節約は三、二バーセントしか節約になつて居りません、其の中でも大きな節約は電燈の六、八五バーセント、電熱に

至つては逆に五、三三バーセント増へて居ります、それから動力が九、五バーセント減、街燈が一八、八バーセント減、これは御承知の通り防空關係で街燈はなるべく暗くすることにして居るから無理ないであります、此の一切を通算しますと電力減三、二バーセントに過ぎませんが料金の方は九三、四バーセントの増額であります、私心配することは斯様な程度の節約では今後もつとく電力量を高くするとか電燈代を高くするとか何とか居留民が此の戦時體制に目覺めて電力の節約云ふことに充分に關心を持つやうに云ふ風なこゝで更に電燈料の値上云ふやうな事がお上方から云ふて來られないかと思ひます、此の點居留民が考へて進まなければならんことをやらないかと考へるのであります。

其の外十八年度の豫算遂行上に困難を致したことは御承知の資材難の爲に又色々な物價の騰貴から色々問題が實行難をして、殊に新建築は豫算は元取つてあります、が遂に出来ないと云ふやうなことで只今では新しい建築法と云ふことを大げさですが、十年、十五年保つ程度の建築をする方法は「セメント」云ふやうな輸入の資材を使はないで間に合はせる云ふことに就て非常に研究を進めて居るやうな始末であります、従ひまして新年度に於きまして全然新規の施設云ふものはない、申上げてよろしいであります、然らば新年度の方針と云ふ大きさですが、どう云ふ考へで進むか申しますのは豫算案の時に申上げますが、先づ第一に翼賛體制の強化實踐云ふことに主力を置きたいと考へるのであります、翼賛々々と云ふ何とか空念佛のやうに感ずるのが今以て多いのであります、が從來の精神啓蒙運動と云ふことから一步進めて翼賛運動の實踐と云ふ方面に本年度は大いに力を置く必要があるんぢや

(31) (32)

を受ける人の數は極めて僅かであります、病人のお世話云ふやうなことは勿論やつて居ります、殊に内地へ歸る方々のお世話云ふつたものは極力やつて居ります、事實毎月何ぼづく扶助料をお願ひする云ふた風な人は未だ決まって居りません、こう云つた状態にあります、以上一方に詳しく一方に甚だ粗のやうな報告でございましたが十八年度の事務報告を終了することに致しまして後は御質問に依つてお答へしたいと思ひます。

○議長（三角武雄君）十分間休憩を致します。

午後四時四十五分 休憩

午後四時五十五分 再會

○議長（三角武雄君）引續き開會致します、先程の民團長の報告に御質問ございませんか……御質問ございませんければ御承認願つたものとして次に移ります、次は議案審議に移ります。

日程第十一 議案第四號 昭和十七年度天津居留民團歲入出決算承認ノ件

日程第十二 議案第六號 昭和十七年度特別會計電氣事業費歲入出決算承認ノ件

日程第十三 議案第七號 昭和十七年度特別會計水道事業費歲入出決算承認ノ件

日程第十四 議案第八號 昭和十七年度特別會計埠頭事業費歲入出決算承認ノ件

日程第十五 議案第九號 昭和十七年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出決算承認ノ件

ないかと考へます、第二は防空及び民防衛の施設の完備であります、勿論これは詳しく述べて行きたい、これが第二の重點と考へて居ります、第三は居留民生活費の經減に對する施策と云ふのであります、これには結局配給施設の完備が第一に上げられると思ひます、生計所の設置云々色々ございますが先づ配給設備の完備つまり調の方の配給制度の手傳で缺く方面の完備と云ふ方面に力を入れて行きましたい考へるのであります。

最後に此の民團機構の問題と人事の問題を申上げたいであります、此の學校の先生を除きまして居留民團吏員の總数は約四百五十名であります、其中軍籍に關係の無い者は約五十名であります即ち四百名は軍籍に關係があるのであります、其の中に現在の職員者數はこれは申下げちやいなかとも知れませんが約四割、もう少し勿論應召者を出すことを覺悟して居ります、然しながら其の補充を到底内地から得る云ふやうなことは不可能と考へられます、此の意味に於きまして是非共婦女子の協力を頼むこゝに於いて民團吏員の應召者の家庭の如きは出來るだけ民團事務に手傳つて貢ふと云ふ考へで結局そなう云つた方針の下に進行して居ります、此の意味に於きまして一番必要なことが所謂託児所の設置であります、託児所を出来るだけ早く完備しまして一般家庭の御婦人方を託児所に預け事務の方の手傳に替つて出で戴く云々を方面に進んで戴きたと考へるであります。

今一つ最後に此の民團の外潔團體である軍人保護會の現狀であります、今は既に寄附金の集まりました總額は一千四十四件、六十八萬八千七百九十八圓云々額に達して居ります、幸に援護

(33)

(34)

昭和十七年度に於ける一般及び各特別會計の總決算額は經常及び臨時部を併せ歳入三千八百一十一萬餘圓、歳出三千三百三十七萬八千余圓で差引剰餘金が五百九十一萬一千余圓であります。但し以上の歳用には何れも甲會計から乙會計へ會計から丙會計へ繰入れました等の爲に生じた重複額が一千一百九十九萬一千余圓を包含して居りましてこれを控除した純決算額は歳入が二千六百三十三萬九千余圓歳出二千四十七萬七千余圓となるのであります。

以上の如き成績は歳入の增收、歳出の節減等に因るものであることは勿論で其の内工事費繰延は約半額に近い二千九十九萬二千余圓、これを差引ました残額の二百九十八萬九千余圓は歳入の增收及び歳出の節約に依るものであります。又剩余金の主要なるものは一般會計及び教育費特別會計であります。一般會計の剩余金は二百十五萬七千余圓であります、其の内譯は歳入増收七十一萬五千余圓、歳出不要額一百七萬二千余圓、工事繰延額三十七萬余圓であります、教育費の分は二百十七萬一千余圓で其の内譯は歳入の減收七十五萬余圓、歳出不要額九十五萬八千余圓、工事繰延一百九十六萬三千余圓であります。但し右の内歳入の減收は主として政府補助金及特許金の減少によるものであります。

次に前申上げました總工事費繰延額二百九十一萬二千余圓は主として建設資材の入手困難又は適切なる販地買收不可能であつた爲に遺憾ながらこれを後年度に繰延した次第であります。そうして其の内譯を申上げますれば般會計が三十七萬一千余圓、教育費の一百九十六萬三千余圓及團營貸家經營費五十七萬九千余圓で、又教育費中の主要なものは商業學校春日國民學校及中學校の新増築等に伴ふ一百六十五萬余圓であります。甚だ簡略でありますがこれを以ちまして説明を終ります。

日程第十六	議案第十號 昭和十七年度特別會計總營業稅額經營費歲入出決算承認ノ件
日程第十七	議案第十一號 昭和十七年度特別會計退職給付基金歲入出決算承認ノ件
日程第十八	議案第十二號 昭和十七年度特別會計獎勵資本金歲入出決算承認ノ件
日程第十九	議案第十三號 昭和十七年度特別會計獎勵資本金歲入出決算承認ノ件
日程第二十	議案第十四號 昭和十七年度特別會計復舊資本金歲入出決算承認ノ件
日程第二十一	議案第十五號 昭和十七年度特別會計水災復舊資本金歲入出決算承認ノ件
日程第二十二	議案第十六號 昭和十七年度特別會計獎勵資本金歲入出決算承認ノ件
日程第二十三	議案第十七號 昭和十七年度特別會計福島病院經營費歲入出決算承認ノ件 ○議長（三角武雄君） 議案第十七號より議案第十七號迄昭和十七年度歲入出決算關係ございま る、お手に持ててお聞かんことを思ひます。

(36)

(35)

入の増額がございますのでこれを以て申立てし職員給の定額を満たしますと共に埠頭事業特別会計繰入金より繰入れた更正豫算を提出するに至つたのであります。よろしく御審議をお願ひ致します。

○議長（三角武雄君） 御質問ございませんですか御質問ございませんければ讀會省略可決致しました

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君） 御異議ないやうございますから議案第十八號議案第十九號は讀會省略致します

日程第二十六 議案第二十二號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件

日程第二十七 議案第二十二號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件

○議長（三角武雄君） 日程二十六議案第二十一號及び日程第二十七議案第二十二號二つは特殊營業者稅及遊興飲食稅同じやうでございますので條例制定の件を上程致します

○助役（上原珍二君） 特殊營業者稅條例の制定と遊興飲食稅條例の制定は一月二十一日大東亞省令を以て特別稅に編入せられました爲に本稅の徵收課課には居留民團條例制定の需要を生じましたので茲に條例制定の件を提出した次第であります、これは大體現在あります外務省の民間稅課で徵收條例の稅率條例から特殊營業者稅並に遊興飲食稅に關しましたる條項を抜除しまして條例として改訂して御審議を仰ぐ所なり

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君） 御質問ございませんですか御質問ございませんければ讀會省略可決致しました

○議長（三角武雄君）　只今上程中の議案に對して御質問がございましたらお願ひ致します
○議長（三角武雄君）　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（三角武雄君）　御異議がございませんければ讀會省略可決致したいと存じます
○議長（三角武雄君）　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（三角武雄君）　御異議ございませんやうですから議案第四號より十七號に至る歳入出決算承認の件は讀會省略可決確定致します
○日程第二十四議案第十八號 昭和十八年度特別會計公立病院經營費歳入出追加更正豫算案
○日程第二十五議案第十九號 昭和十八年度特別會計頭事業費歳入出追加更正豫算案
○議長（三角武雄君）　日程第二十四議案第十八號、日程第二十五議案第十九號、此の二件は同じく十八年度の歳入出追加更正豫算でございますから一括上程したいと思ひます、御説明願ひます
○助役（上原珍三君）　日本公立病院經營費歳入出追加豫算の御説明を申し上げます
十八年度に於きましたて手當額の改正給の引上げ等を實行致しましたのですが、外の會計に於きまして豫備費を以て支辨しましたが、公立病院會計に於きましたてこれが豫備費を以て支出する事が出来ませんので、それと本來自動車燃料費上り賄費の値上げ等の爲に計畫に非常なる不足を生じましたので、これに對しましては醫療収入の増額がござりますのでこれを以て十八年度の豫算更正の必要が生じたのであります
埠頭事業費追加更正豫算も同じく職員給の不足を豫備費を以て支辨しましたので茲に偶々埠頭收

して其の次の酌婦の花代、藝妓に類する者の花代其他これに類するもの現在料金の百分の四〇でありましたを百分五〇に引上げて居ります、此の點の整備だけで外は全部現在の條文と少しも差はございません

○議長（三角武雄君） 御質問お願ひします御質問ございませんければ二議案讀會省略可決したいと存じますか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君） 御異議ないやうございますから議案三十一號議案三十二號讀會省略可決確定と存じます

日程第二十九 議案第六十一號 天津神社供進條例中改正ノ件

○議長（三角武雄君） 追加議案日程第二十八議案第六十一號を上程致します

○助役（上原珍二君） 天津神社の維持費供進は十六年度迄五千圓でございましたのを十七年度から三萬圓に増額致しましたが、今回更に六萬圓に増額するべく氏子總代より申請に接したのであります、十七年度に於きま三萬圓と今日の物價高に於きます六萬圓の増額は誠に妥當であると認めまして遂に本條例に毎年三萬圓とありましたのを六萬圓に改めたいと思ふのであります御參考送に各民團の供進金の状況を申上げます、北京は五萬圓、青島大萬六千圓、青島小萬六千圓、蒙寧七萬圓、天津三萬圓、天津三萬圓、天津雲南三萬圓、北平一戸に付五十錢青島は基金收入がござりますので氏子供進金はありません基金收入一萬一千二百九十九圓、濟南一戸五十錢、蒙寧が一戸五十錢、天津一戸に付十五錢となつて居ります、こう云ふ點から考へて

見ましても今日神社の尊嚴を保つ上から考へますれば議案六十一號讀會省略可決したいと思ひます

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君） 御質問願ひます

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君） 御質問ございませんければ議案六十一號讀會省略可決したいと思ひます

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君） 御質問ございませんけれども請案第六十一號讀會省略可決確定致します

○議長（三角武雄君） 御異議ないやうでござりますから議案第六十一號讀會省略可決確定致します

日程第三十 議案第二十三號 居留民團長、助役條例中改正ノ件

○議長（三角武雄君） 次は日程第二十九議案第二十三號 日程第三十議案第二十四號二つとも條例改正の件ござりますので一括上程致します

○民團長（田井忠三君） 昨年の十月八日開かれましたる第六十八次臨時民會に於きまして予算審査會の席上非常に我々に御同情のある御提案がありまして物價騰貴の際民團長以下の給與が安いと云ふ話から、今回新年度に於きます予算審査に當りまして參事會の御意向を参考にして提案の如き改正案をお諮りするに至った次第であります即ち從來の下の方の議切りを取りましては以下と云ふ恰好に致しましてそれら、民團長、助役、會計主任共大幅に増額をして戴くことに提案致した次第であります、勿論これは最高額を示すものでありますまして直にこの最高額の給與を

御決定願ふことを考へて居りません此の條例の通過を待つて參事會に於て適當なる額をこれ以内に於て御決定願ふと云ふことに考へて居りますどうぞ御協賛お願ひ致します
○議長（三角武雄君） 御質問願ひます御質問ございませんければ讀會省略可決したいと存じますが……

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君） 御異議ございませんければ讀會第二十三號議案第二十四號讀會省略可決確定と致します

日程第三十一 議案第二十五號 天津居留民團稅課徵收條例中改正ノ件

○議長（三角武雄君） 次は日程第三十一議案第二十五號 日程第三十二議案第二十六號 稅課徵收條例中改正ノ件

○助役（上原珍二君） 天津居留民團稅課徵收條例中改正の件、これは此の中に含まれて居りますが、天津特殊營業者並に遊興飲食稅の條項を削除致しますと並に今回大使館の指示に依りまして、大使館の準則に従ひましてこれを改正しやうと云ふのであります、第一の第三條第一項中「納稅者一人に付年三十錢」になつてのを納稅者一人に付年五十錢これは所得稅の徵收義務者に對する交付金でござります、三十錢を五十錢に増額して居ります、第四條特殊營業者の關係のものがありますがこれを全條削除であります、第五條中「一日三圓」「一日五圓」と改むこれは稅調查委員並に審査委員の費用辦償を規定した金額であります、第七條中「第一百六十九條第二項」とあるを

「第一百六十九條第一項」改む第一項は遊興飲食稅に關する規程でございまして、然るに稅規則で此の條項は省かれて居りますから第二項が第一項となつた譯であります、最後の第八條左の通り改む、第七條居留民團稅規則第七十條の規定に依り左の各號の一に該當する者に對しては五十圓の過怠金を課す、此の第一條第一項とありますのは茲では取つて居ります、これは從つて第二も削除されるので第一項も既に必要なかつた譯でありますそれから居留民團稅規則第四十二條第六十五條第六十六條又は第八十條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者、これは四十二條個人所得第六十五條は普通所得第六十六條清算所得稅、第八十條は營業稅申告の條文であります此の申告の規定を怠つたり詐つたものは五十圓の過怠金を課すと云ふことになつてるのであります、此の舊第八條第二項にあります分は遊興稅に關するのでございましてこれは削除して居ります、其の次の居留民團稅規則第七十條第一號又は第三號に該當する者、これは從つて規定と同じであります第七十條第一號と申しますのは勤勞所得の支拂開書、移動開書、それから信託受託の計算書を提出せず虚偽の申告をなしたる場合と云ふ條項に當該まるので、民團吏員の検査に對してこれを拒み妨げ又は忌避したるときと云ふ條項を斯様に改正したのであります、第九條特殊營業に關する條項でありますから全部削除しました、第五條、第六條、第七條を順次繰上げて居ります、附則に一項を加へましたのは遊興飲食稅が特別稅に編入されましたので此の分はこれと特殊營業稅に關するものは三月三十一日迄は此の規定に依るものである三月分は結局四月に徵收することになりますからその期稅を改正したものであります

それから議案三十六號の天津居留民團普通稅課徵收條例中改正の件でありますか、これは次程もあり

分の十五は新しく設置された率であります、一萬圓を超ゆる金額百分の十八を百分の十七に引下げ三萬圓を超ゆる金額百分の十九は新しく設置された率であります、一萬圓を超ゆる金額百分の十八を百分の十七に引下げ三萬圓を超ゆる金額百分の十九は新しく設置された率であります、一萬圓を超ゆる金額百分の二十六を百分の二十二に、七萬圓の率は新しく設置され、十萬圓を超ゆる金額百分の二十六があつたのを百五分の二千五に引下げこれも引換所を得て同じく十萬圓以上百分の二十六であつたのを新たに十五萬圓、二十萬圓、三十萬圓の勘定を設けて居るのであります、不動産所得これを一千圓以下に十五萬圓、二十萬圓、三十萬圓の勘定を設けて居るのであります、不動産所得これを一千圓以下の九を百分の七に引下げ、三千圓の率は新しく設置したものであります、五千圓を超ゆる金額百分の十二を百分の十一、七千圓は新しく設置の率、一萬圓を超ゆる金額百分の十六を百分の十五に、一萬五千圓の金額は新しく設置された率であります、二萬圓を超ゆる金額百分の二十を百分の十九に三萬圓を増ゆる金額は新しく設置であります、五萬圓を超ゆる金額百分の二十四であつたのを百分の二十三、七萬圓を超ゆる金額百分の二十二は新しく設置された率である、十萬圓を超ゆる金額百分の二十八であつたのを百分の二十七にこれも引換者と同じく十萬圓以上百分の二十八となつて居るのを十五萬圓、二十萬圓、三十萬圓の勘定を新しく率を新しく設置してあります、配當利子所得、此の申稱配當利子所得は從來と變りありません、乙種配當利子所得一千圓以下の金額は從來と變りません、一千圓を超ゆる金額百分の六を百分の五に、二千圓を超ゆる金額百分の九を百分の七に、三千圓は新しい設置であります、五千圓を超ゆる金額百分の十二を百分の一に、七千圓を超ゆる金額の率は新しく設置で、一萬圓を超ゆる金額百分の十六を百分の十五に一萬五千圓は新たな設置であります、二萬圓を超ゆる金額百分の二十を百分の十九に、三萬圓は新

あります、必ずしも大便館の指定された準則に基いて改正致した次第であります、大體に於きまして勤労所得は四分程度引下、事業不動産課利子、乙種配當は六分程度の引下、法人所得一割四分程度の引上、營業稅一割程度の引下、甲種配當其の実據置と云ふやうな状況になつて居ります、一條から對照申上げますと第一勤労所得一千圓以下の金額これは從來と同じであります、一千圓を超ゆる金額も同じであります、二千圓を超ゆる金額百分の四、從來百分の五であります、三千圓を超ゆる金額は新に設置致して百分の五、五千圓を超ゆる金額從來百分の八であったのを百分の七に引下、七千圓を超ゆる金額は今度新に出來たので百分の九、一万圓を超ゆる金額從來百分の十二であったのを百分の十一に引下、一萬五千圓を超ゆる金額百分の十三は新に設置されたもの二萬圓を超ゆる金額百分の十六を百分の十五に、三萬圓を超ゆる金額百分の十七は新に設置された率であります、五萬圓を超ゆる金額百分の二十でありますたのを百分の十九に、七萬圓を超ゆる金額百分の二十一は新に設置された率であります、十萬圓を超ゆる金額百分の一、十四であったのを百分の二十三に、從來十萬圓を超ゆる金額は全部百分の二十四でありますたが今回十五萬圓二十萬圓、三十萬圓の率を新に百分の二十五、百分の二十七、百分の二十九と新に設けて居ります事業所得の方は一千圓を超ゆる金額は從來と同じであります、一千圓を超ゆる金額は百分の七であつたのを百分の五に、三千圓を超ゆる金額百分の七は新に設置された率であります、五千圓を超ゆる金額百分の十を百分の九に、七千圓を超ゆる金額百分の十一は新に設置された率であります、一萬圓を超ゆる金額百分の十四は百分の十三、一萬五千圓を超ゆる金額百分の

(44)

五に、理髪美容業八を五に、遊技場業八を七に、遊賭所業八を七に、寫眞業八を七に、席賣業八を七に、妓樂置屋業八を七に、貨幣業八を七に、請負業甲乙は從來と變りません、兩禁業十二を十一に、問屋業十五を十三に、代理業十五を十三に、仲立業十五を十三に、周旋業十五を十三に、信託業十五を十三に引下げて居ります。これは御賣甲乙從來と變りません、製造業も從來と變りません、又附則に追加致しましたのは此の改正致しましたに就きましての規程を改正致して居るのであります、大體以上の通りであります。

○議長（三角武雄君） 御質問ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三角武雄君） 御質問ございませんければ讀會省略可決致したいと思ひます

○議長（三角武雄君） 御異議ないやうでございますから議案二十五、二十六號原案通り讀會省略可決確定致します

日程第三十三、議案第二十七號 天津日本圖書館閲覽料徵收條例中改正ノ件

○議長（三角武雄君） 次は日程第三十三議案第一二七號圖書館閲覽料徵收條例改正の件を上程致します

○學務部長（堀越喜博君） 天津日本圖書館閲覽料徵收條例の中で第一條第一號有料閲覽券第一項館内閲覽券中の二十回券四十錢を削除致しまして回數券をなくします、それから又第二項圖書帶

あります、十萬圓を越ゆる金額百分の二十八を百分の二十七に引下げこれも十五萬圓、二十萬圓、三十萬圓の新しい率を設けました、文章になつて居りますのは從來と少しも變りません
法人所得税の税率 普通所得甲百分の十二を百分の十四に引上げ、乙百分の八を百分の九に引上げて居ります。
清算所得は甲百分の六は從來と變りません、乙百分の十八を百分の二十に引上げ、それから第三
條物品种賣業であります、卸賣の肥料、煙草、白綿糸、白綿布、油類、セメント類はこの方に廻して居ります、これは從來の課税で色々の結果を見まして利益率が高いのでこれを入れて居るのであ
ります、これは一千分の〇、六が〇、五に、乙は一千分の一であつたのを一千分の〇、九に致し
て居ります、小賣の方はこれも甲に現在あります煙草、油類の種類は乙類の方に廻して居ります、
此の率は一千分の二であつたのを一千分の一、八に引下げ、乙一千分の三を一千分の二、八に引下
げ、製造業の中で麻袋及煙草が入つて居ります、現在の煙草をのがまして乙の方に譲入れて居ります、甲の率は一千分の一、二であつたのを一千分の一に、乙の方の二、五を二、二に引下げ、織
業一千分の一、二を一千分の一に、銀行業一千分の五を一千分の四に、保険業一千分の一、五を一
千分の一、二に引下げ、乙一千分の一を一千分の〇、六に金銭貸付業一千分の十八を一千
分の十六に、物品貸付業一千分の二、二が一千分の十一に、運輸業一千分の三を一千分の二、五に運
送取扱業一千分の十を一千分の九に、倉庫業一千分の八を一千分の七に、印刷業、出版業、演劇
興行業、寄宿業、料理飲食店業、これ迄は從來の等と變りません、旅館業七を六に、湯屋業六を

出券は一般人五圓を二十圓と改めました、これは館内の事務が非常に煩瑣になりますので回数券を廢止致して一回券のみと致したいと存じます、それから帶出券の方の二十圓と致しましたのは書物の原價が非常に騰貴して居りますとの、又書物が少い爲に一人の人が永く持出して居ると云ふやうなことが圖書館機能が頗くなりりますのでこれを二十圓と改めた次第であります

○議長（三角武雄君）御質問願ひます

○議長（三角武雄君）御質問ございませんければ議案二十七號讀會省略可決致したいと思ひます（異議なし「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（三角武雄君）御異議ないやうでござりますから議案二十七號讀會省略可決確定致します

日程第三十四 議案第二十八號 天津日本病院諸料金條例中改正ノ件

日程第三十五 議案第二十九號 天津日本公立病院諸料金條例中改正ノ件

日程第三十六 議案第三十號 天津日本婦人病院諸料金條例中改正ノ件

日程第三十七 議案第三十一號 天津日本實費診療所條例中改正ノ件

日程第三十八 議案第三十二號 天津日本公保院條例中改正ノ件

○議長（三角武雄君）次日程第三十四議案二十八號より日程第三十八號に至る迄は

病院料金改正の件でござりますので括上程致します

○助役（上原珍二君）昨年の十二月十八日には醫師會の診療報酬規程が改正されましてから茲に大

體民團の公立病院は醫師會の診療報酬規程に基いて料金を制定して居りますので茲に各病院の料

院／實費診療所の注射料は現在非常に優きに失して居りますのでこれを改正致して居ります、な

ほ病院／實費診療所の入院料も物價高に對しまして一圓づゝの増額を認めて居ります、遂に申上

げますが二十八號病院の入院料一日一圓を二圓に改む、これは賄費に二四程かゝつて居ります

これが一日最低の金額であります二十九號これは藥劑料、外服藥五十錢を八十錢に外用藥五十錢

を七十錢に頓服藥五十錢を七十錢と全部これは醫師會診療規程に則つて居ります、助產料も三十

圓以上五十圓以内こう云ふ風に改正致します、三十號婦人病院でありますこれは現在の公立病院

の約半額になつて居ります、散藥は從来二十錢であったのを四十錢に、頓

服藥二十錢になつて居ります、外用藥二十錢以上六十錢であつ

たのを三十錢以上五十錢以内、それから現在の態様に於まじては注射料は皮下及筋肉注射五十

錢から一圓迄醫藥注射一圓より二圓迄、食鹽注射が二圓サルバルサン注射が三圓、こうなつて居

りましたのを醫師會の診療規程に併せて普通注射料、特殊注射料に分けてこれを普通注射料五十

錢から三圓以内、特殊注射料三圓から十圓以内、こう云ふ風に改正致したのであります、それから

實費診療所でありますが茲に第二條第五號を左の通り改む行路病者の診療、これは行路病者及び

巡捕となつて居りましたのを巡捕を取つたのであります、其の次の診療料六ヶ月間有效五十錢こ

れは從來取つて居なつたのであります診察料を取りませんと診察券を非常に無駄に致します、

(46)

(45)

(48)

(47)

・何時も忘れたり捨てたりしますので事務的に繁雜を承ります爲に茲に六ヶ月有效五十錢の診療料を取ることに致したのであります、内服藥は婦人病院の購入と同様に公立病院の略々半額になつて居ります、注射料は醫師會の分々略々併せて居りますが、醫師會は普通注射料一圓から四圓、特殊注射料四圓から三十五圓まで居ります、これは特殊注射料四圓以上二十圓以内として居ります從來の規程は一圓から五圓まで居ります、入所料これも陪料が高くなりましたのを加味しまして從来は三圓でありますが四圓に上げて居ります

・保管院の條例改正であります、此の第四條の薬剤料これは從来四十錢であります、これを公立病院同様八十錢七十錢に改正して居ります、以上で説明を終ります

○議長（三角武雄君）御質問願ひます、御質問ございませんですが、ございせんければ……

（異議なしと呼ぶ者のもの）

○議長（三角武雄君）御異議ないやうでござりますから第二二八號より第三二二號に至る五議案

議會省略原案通り可決確定致します

日程第三十九 議案第三十三號 水災復興資金調撥條例廃止ノ件

○議長（三角武雄君）次は日程三十九號議案第三十三號日程第四十號議案第三十四號の二議案條例廃止の件でござりますので括上程致します

○助役（上原珍二君）水災復興資金調撥條例廃止の件でござります十四年の水災に對しまして當面の復興資金と致しまして設けました此の水災復興資金は此の程全額回収致しまして整理完了

（異議なしと呼ぶ者のもの）

○議長（三角武雄君）御質問ございませんければ議會省略可決確定致したいと存じます

日程第四十 議案第三十四號 天津居留民酒税條例廃止ノ件

○議長（三角武雄君）次は日程三十九號議案第三十三號日程第四十號議案第三十四號の二議案條例廃止の件でござりますので括上程致します

○助役（上原珍二君）水災復興資金調撥條例廃止の件でござります十四年の水災に對しまして當面の復興資金と致しまして設けました此の水災復興資金は此の程全額回収致しまして整理完了

（異議なしと呼ぶ者のもの）

○議長（三角武雄君）御質問ございませんが、ございせんのですが、ございせんければ……

（異議なしと呼ぶ者のもの）

○議長（三角武雄君）御異議ないやうでござりますから議案第三十三號及第三十四號は議會省略可決確定致します

日程第四十一 議案第三十五號 天津華語專門學校補助ノ件

○議長（三角武雄君）御質問ございませんければ議會省略確定致したいと存じます

（異議なしと呼ぶ者のもの）

○議長（三角武雄君）御異議ございませんやうですから議案第三十三號及第三十四號は議會省略可決確定致します

日程第四十二 議案第三十六號 天津技術聯盟補助ノ件

日程第四十三 議案第三十七號 帝國在華人會天津聯合分會補助ノ件

日程第四十四 議案第三十八號 武德會天津支部補助ノ件

日程第四十五 議案第三十九號 華北日本教育會天津分會補助ノ件

日程第四十六 議案第四十號 社團法人同光會補助ノ件

日程第四十七 議案第四十一號 大日本體育會華北天津支部補助ノ件

日程第四十八 議案第四十二號 財團法人華北戒煙療養所補助ノ件

日程第四十九 議案第四十三號 天津協助會補助ノ件

日程第五十
議案第四十四號
大日本天津海津少年團補助八件
議案第四十五號
財團法人天津於官道營銷局一千

23

を貸擅して
次第の

居ります實情にござりますので一應茲に補助金と云ふ形に致しまして提案致しました

日程第五十二 議案第四十六號 天津港警防禦隊一件
（三月六日准許） 次十一屆第廿二次會議於一九三九年三月二十一日開會，

（三月廿五日） 諸君第廿九號より白君第五十二號第廿四十六號十一
正部助金に關する件でござりまするので一括上程したいと存じます

津華語専門學校より昭和十九年度維持費としまして諸経費の暴騰修繕増加等に依りまして一方

の力に於きましたので、其の不足額一萬二千六百圓を補助して貰ひたいと云ふ申請がございましたので茲に提案致した次第であります。

より昭和十九年度の研究費の補助として三萬圓の申請がございまして、其の豫算を御致しました結果、妥當と認めまして茲に提案致しましたのでござります。

に在籍軍人會天津聯合分會でござりますが在籍軍人會天津聯合分會より會員增加に伴ふ經費の増加、物價の高騰並に營繕防衛に必要な兵器の購入並に兵器庫の新築を要するので經常費に於

まして十八萬圓、臨時費の五十五萬圓合計七十三萬圓の補助請願がございましたので経常部外の購入確定を一時留保しまして経常費の十八萬圓のみ提出致しましたのであります、武蔵會天津

即に於きましたて矢張り修業費諸経費の高騰の爲め昨年よりも八千円だけ顛額し是非補助して戴たいと云ふ申請がありましたので豫算内容を検討致しました結果これも妥當と認めて在に提案

しました

に華北日本教育會天津分會補助の件であります。昭和十九年度の經費としまして四萬圓の補助請がございまして其の内容を檢討致しました結果教員の研究助成として三千八百圓教職體位

上質七千六百圓、學童の研究費三千八百圓、兒童體育上質七千六百圓、貧困處弱兒に關するもの、三千八百圓用以購入費としまして三千八百圓學事獎勵金七千六百圓何れも民團經營各學校に據

て、居りまするのでこれも妥當と認めて、茲に提案申上げた次第であります。

影響に依りまして今回同光會自體の財源が非常に不安であるから是非本年は一千圓増額致して十五五百圓補助をお願ひしたい云ふ申請が出ましたので今日提案しました次第であります

日本体育協会華北天津支部の補助金は矢張り三萬圓でござりますがこれも昨年度同様補助して
きたいと云ふ申請がございまして茲に三萬圓補助を計上した次第であります

國法人華北戒煙所に對しましては十八年に於きまして二萬圓補助請願が參りましたのでござい
ますが年末末の押送つて居りました關係で十九年度の補助金を致しまして茲に提案致した次第で

ります
年活動懇親会の十九年度の補助金と致しまして四萬圓の請願がありましたのでございまして此の使

につきまして國語事習壯丁訓練、青年指導費等は使はれて居ります關係上これも妥當と認め茲承認致した次第でござります。

日本本邦天津海洋少年團補助に就きましては十八年度迄は教育費の經常部に豫算を計上して居りましたが非常に海上少年團の地理的關係で開闢費に金が掛かる關係上現在海軍協會の方でも用當これ

卷之三

卷之三

昭和十九年第三十七次居留民会通常会议事速記録

(54)

(53)

まして出来るだけの補助をして戴きたいと云ふことは我々の希望であります、なほ臨時費として要求しました兵購入と保管庫の件に就きまして余程考へて貰はなければならぬ軍から分捕機械を各分會に支給されて居るのであります、保管する倉庫も何もないで民間に委ねて居るやうな實情であります、此の保管が不充分であると云ふことは紛失し或は萬一の場合に敵側に利用されると云ふことになりますと由々しき問題であります、兵器の保管と云ふことは各分會が困んで居ります何處かに委ね保管しなければならぬと云ふことになりますと民間にこれを託すと云ふことは出来ないのであります、何れにしましても單獨に保管を要する倉庫と云ふものを造らなければならぬ問題であります、もう少し民間が各分會に、そう云ふものに対する保管維持に提供しやう便宜を圖らうと云ふことにたれば軍人會自體としてやらないで済むが、然し倉庫も困難ではないかと想像されるので此の點から見ましても差當つて實際の保管倉庫と云ふものに就ては充分考慮して戴きたいと思ひます、軍人會と致して基本財産がある譯でありますんで悩んで居ります、軍から嚴重に申され居る軍需の尊重と云ふやうな觀念を一般的の會員に植つける上に於きまして現在のやうな狀況では誠に衷心に堪へたい實情であります、なほ兵器の充實と云ふことは捕獲機の結果を見ますと過般唐山に於て實彈射撃を致しました際に或分會の勝れたところの兵器の優秀は認められるものの内門が射たれましたので十二挺撃出しまして實彈を射た時に弾が当たるのは僅か四挺後は残りは弾が出ない、こう云ふ風な事であります、こう云ふ風な事を以て天津を防衛しようと思ひて見たところで仲々難しい問題であります、これに就ては兵器の入手難とか云ふ事情がありますがこれは方法を以て行へば入手出来ないことはありません

たゞ豫算の目當をつけて交渉することはやり難いのであります満洲の總軍の兵器を見ますと三八式銃は民間に支給されて居りますこれは三八式を廢除し新銃を使用する計画になつてゐる三八は在郷軍人會に拂下げて居ります、こう云ふ風な點から交渉すれば入手出來るんだやないかと云ふ想像も出来るのであります、何れに致しましても此の總軍の活動力を充實し觀念的に總軍の會員の志氣を旺盛にするにはどうしても矢張り民團の方からの補助と云ふことも相當然の親心であります、此の豫算は幾つかに分割する問題が起きてゐるんであります、此の分割に対する問題は經費の額のみをなくして軍人會の活動を充分ならしめてやりたいと云ふのが私達幹部の者としての親心であります、先般も河北の分會でありますが分割を行つて居りますが經費の問題で行権で居ります、經費の問題に就てはその心配を掛けたくない聯合分會としての親心は何處かにお縋りしてても提出したいと云ふのは實情を詳見ました時に軍人會たけでも、こう云ふ様みをなくして軍人會の活動を充分ならしめてやりたいと云ふのが私達幹部の者としての親心であります、此の點に就きまして天津分會は近く分割することになつて居ります、こう云ふ風な分會が各分會共經費の點に於て懶んで居るのであります、これはさうしても聯合分會が各分會が指導者を負擔すると云ふことにならなければならぬと思ひます、立派な指導者が指導に當ると云ふ形式に將來ならなければならぬと思ひます又防護團の豫算などを見ましても本號

(56) (55)

○謹長（三角義雄君）補助に關してなほ御意見ございませんでせうか
○三十二番（藤田重直君）只今志村さんの提案でござりますが志村議員のお話を聞いてもよつと思ひ出しますが在郷軍人會、民團の防衛費の間に連繫を取つて出来るだけ軍人會と協調して慎重にすること云ふ風にして戴くべきと云ふ場合に命令も徹底し横の連繫も密接に行くんぢやないかと思ふのであります、終り

○謹長（三角義雄君）補助に關してなほ御意見ございませんでせうか
○三十二番（藤田重直君）只今志村さんの提案でござりますが志村議員は二十萬圓と記憶したと仰しゃるが在郷軍人會から出て居りますのは經常費と云ふものとして内額が附いていて十八萬圓で申されましたが豫算に入つて終ひますと總局此の金額は確定して終ふと其合が悪いと思ひますので修正意見を申しますが、兎に角で金額の希望額を仰しやつた方がいいんぢやないかと思ひます

○民團長（白井忠三君）當事者として一應お答へ致しましたが志村議員は二十萬圓と記憶したと仰しゃるが在郷軍人會から出て居りますのは經常費と云ふものとして内額が附いていて十八萬圓であります、一錢一厘も民團は削除して居ません其の外五十五萬圓臨時費の御請求があるのでござりますが、それは銃庫の建築費なんです銃庫の建物に就て何處に建て、どれだけの大きさのものと云ふ具體的な案をお持ちなのかと云ふことを尋ねたるものも何時手に入るか云ふことは決まって居らんこれが具體的に決まり次第民團として此の經費も考へたい造る時でも必要なものとして民團財政の許す限り御援助申上げる、こう云ふ建前にして居ります、今お話をやうに一千圓特別に海軍部のお願ひがあるがと云ふのではこれは志村議員の此の席上の提案だけを取り上げて修正する譯にいかんと思ひます、議案としては此の公式に在郷軍人會から出て居ります

(58)

(57)

経常費の請願だけを採擇する臨時費は留保してある云ふ現状でありますから臨時費は具體的相談の済んだところ改めてお話を戴く外ない云ふ事であります。

○十六番(志村正三君) ちよつと伺ひますが提出してあります豫算の中に海軍部隊補助云ふのと在郷將校會補助二萬圓云ふのが出て居りますが

○財務部長(小島一郎君) ちよつて本文を読み上げます。

從來毎年在郷軍人會の活動資金として多額の經費を一括當聯合分會に補助下され郷軍の使命達成上着々實績を挙げ得たるは常に感謝に堪へざるところに御座候、御承知の通り大東亞戰爭勃發以來郷軍の使命は愈々重且大を加へ特に本年度は決戦勝利第三年に突入し實戰即應の體制となり既に郷軍部隊の結成を見るに至りたる次第にして警備防衛上軍軍の一翼となりたる爲め教育訓練の度益々加重せられたる次第に御座候、更に時局の要諦は服役年限の延長となりこれに伴ふ人員の増加は別表の通り躍五千人以上を突破しこれ等未召集者に對する各種訓練、軍隊宿泊等に要する經費は莫大なる額に廣大なる地城ご人員增加の増加等掌事務は益々繁劇を加へ人件費の増加も余儀なくせられ他而物價の昂騰に依る事諸費等著しく自然増加を來し決戦第三年に於て充分なる活動をなさん旨せば別紙豫算算書の通り經常費用でも著しく膨脹を來し昨年度に數倍する補助を仰がざれば到底賄ひ兼ねる實情に有之候、特に郷軍部隊編成に關聯する補助賞勵に郷軍部隊用信函兵器に對する保管格納庫の新築等必要止むを得ざる問題にして臨時費に於て多額の經費を要するも明十九年度於て是非共實現致度候に付右事情御賢贊の上明十九年度の補助金を経常費に於て金五拾五

萬圓總計七拾參萬圓御下附相成度豫算算書相添へ此段及申請候也

○十六番(志村正三君) 要するに本文の方で十八萬圓云ふ書いてあるのだが内容を見る三十萬圓になつて居る

○民團長(日井忠三君) 二十萬圓は軍人會の豫算で十八萬圓を補助してくれ云ふので二萬圓經費を増やす云ふ風に解釋したのであります

○十六番(志村正三君) より分りました海軍部なはそこで踏り難い云ふことはそう云つた費用が後から(聯合分會に來ります、これ等の活動の爲に聯合分會に補助された中から分けてやらなければならぬ、そすれば聯合分會の活動資金は漸減する様です、分會の活動に妨げがあつてはならん云ふ氣持を此の親切心を持つてなほ民會に皆さんの御賛同を得るならば效にもう少しそよ云つたやうな經費を見込んだものを此の際計算して補助して貰つたらどうかと云ふ希望を持つて居ります、特に分會分割それから分割に就きましては河北分會の方許りではありますません天津分會に於ても同様聯合分會に話を持込まれて居る思ひます、私先見越して出過ぎやうですが皆さんの御検討を願ふと共に當事者には一應御考慮願ひたいと思ひます、こう云ふ意味の發言であります

○議長(三角武雄君) なほ御討論ござりますか

○十四番(山田榮治君) 華北被療養所云ふのは天津のものですか太沽迄ですか北支那のものですか天津港城防護團は天津のみですか太沽迄ですか北支那のものですかお伺ひしたい

○民團長(日井忠三君) 華北被療養所云ふのは北京大使館かの監督下にある云つていい

(60)

(59)

思ひます、大使館が主として斡旋して居られ華北に於ける日本人、中國人も加へんこゝはないでせうが此のモヒ患者の治療をして居るところです非常に根柢的治療で解毒を終つたものは數ヶ月間授産所みたいなもので仕事を授ける農業のやうなこゝもやらせる云ふ風な話で華北に於ける内地人及び半島人のモヒ中毒患者を逐次是非一輪したい云ふ理想で進んで居られるやうですすすから直接の監督は大使館當局のやうであります、從つてこれは天津人の中では非茲に入つて解毒し工賃ひたい云ふやうな人があるならば遠慮なく新こんで解毒させるやうにしたい云う云つて居られるのであります、そう云ふやうな意味から大使館で天津民團は幾ら云ふ風に大體判當て補助金云ふものを出して居る譯であります

○十四番(山田榮治君) これは當然云ふ方面的補助はもつて澤田昌しても結構ですがこう云ふことにします特設防護團に對してはさんく補助を出しますか

○民團長(日井忠三君) 其の點に就て參事會に於ても研究を遂げたんですかこれが特殊防護團云ふ意味では民團として補助金を出しにくいでして例へば正金銀行特設防護團、紳領會社の特設防護團云ふやうな電業防護團云ふやうなものに對しては事實補助は絶対出來ん、港城云ふものはこれは公共の所有物である、つまり港にある商品は各所有者のある商品でもありますせうが港そのものは公共の施設であります、公共施設を護らる云ふことに就ては一般的の特設防護團云ふ

意味が違ふ、此の意味に於て港城防護團に對する補助金を考慮しやう云ふことになつたのであります

○議長(三角武雄君) 御質問ございませんか、ございませんければ第三十七號に關しては種々御希望或は御修正ありましたか事務當局の答辯其他を記事録に止めてござりますから十二議案此の原案通り可決したいと存じます

(異議なし) 呼ぶ者あり

○議長(三角武雄君) 御異議ございませんけれど議案三十五号より第四十六号に至る十二議案議會首肯附記を致します

日程第五十三議案第四十七号 不動産得喪ニ關スル件

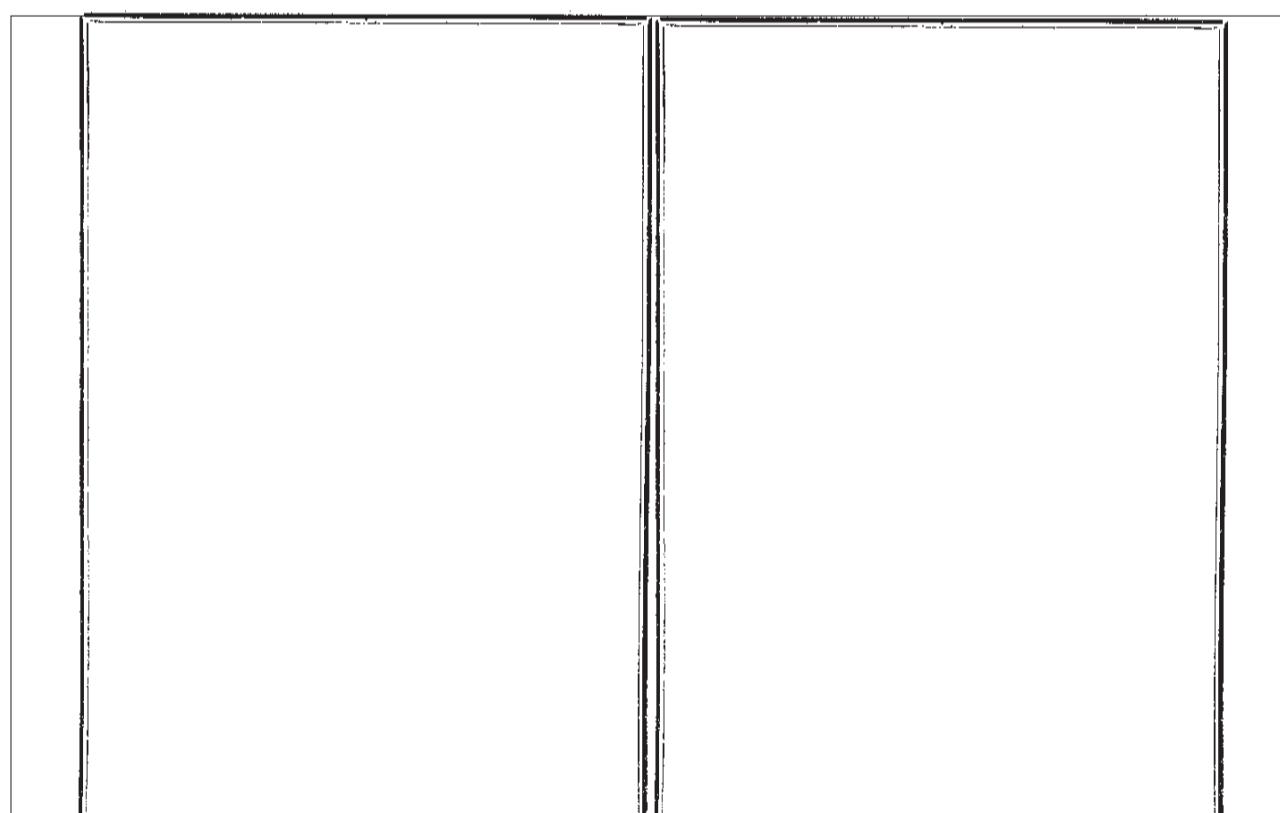
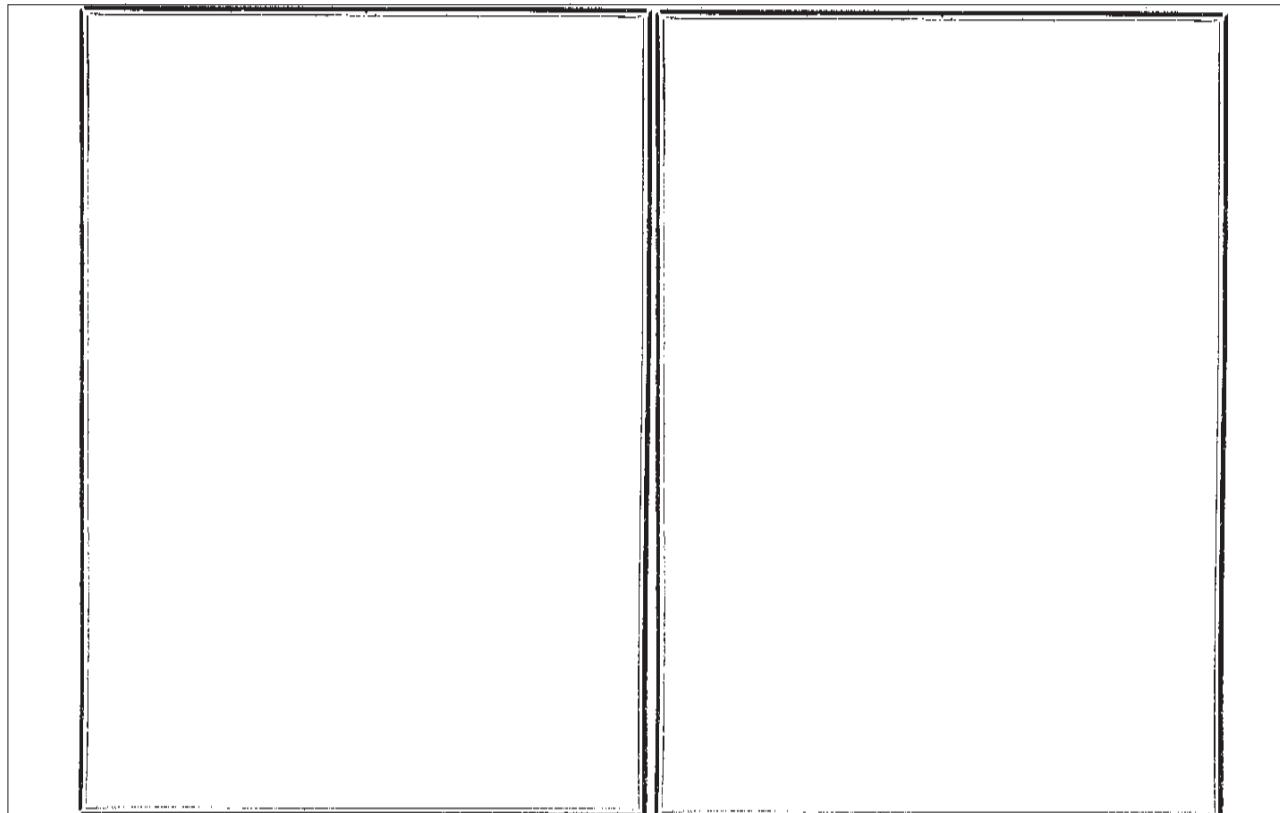
○議長(三角武雄君) 日程第五十三議案第四十七号不動産得喪に關す件

○勤役(上原珍二君) 不動産得喪の件を御説明申上げます

一般會計の部、用度倉庫防護團聯合本部倉庫これは二千坪余の倉庫を建てるのですが、これは差上げました箇面にございますが現在演武場のありますところを取扱しまして其の後に此の倉庫を造る譯であります、材料は演武場を取扱しました材料云々此の後の喪失關係のところにあります顧島街(八番地)舊家屋云ふ前民團食堂になつて居りました現在用度倉庫になつて居ります、此の一角を取扱して此の分の材料を以ちまして倉庫を新築したいと考へて居ります、用度倉庫が無くならまつたので此の分に造りましてそれを防護團本部倉庫致しましてポンプ類を格納する爲めであります、居留民團食堂増築の件は炊事場が大分狹隘に過ぎまして竈を放くに非常に

第二日

昭和十九年三月二十九日（水曜日）



議事日程	
第一 議案第六十號	山白八良所有ニ係ル建物寄附採納ノ件
第二 議案第四十八號	昭和十九年度天津居留民團歲入山總豫算案
第三 議案第四十九號	昭和十九年度特別會計教育費歲入出豫算案
第四 議案第五十號	昭和十九年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案
第五 議案五十一號	昭和十九年度特別會計水道事業費歲入出豫算案
第六 議案五十二號	昭和十九年度天津居留民團歲入山總豫算案
第七 議案第五十三號	昭和十九年度特別會計教育費歲入出豫算案
第八 議案第五十四號	昭和十九年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案
第九 議案第五十五號	昭和十九年度特別會計水道事業費歲入出豫算案
第一〇 議案第五十六號	昭和十九年度特別會計教育費歲入出豫算案
第一一 議案第五十七號	昭和十九年度特別會計復興資金歲入出豫算案
第一二 議案第五十八號	昭和十九年度特別會計業務復興資金歲入出豫算案
第一三 議案第五十九號	特別會計埠頭築造費歲入山追加豫算案

議事日程	
○午後三時十分開會	吉野 盛行
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	吉田 實市
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	石丸 德弘
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	四十六番 石川 方雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	三十一番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	三十二番 山本 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	三十三番 真森 利一
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	三十六番 山本 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	三十七番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	三十八番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	四十三番 二宮 謙
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	四十六番 石川 方雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	四十七番 三井 民團長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	四十八番 上原 助役
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	四十九番 馬渡會計主任
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十番 中村 翼賛部長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十一番 池田衛生部長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十二番 川端工務部長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十三番 第月計理課長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十四番 以下吏員十三名
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十五番 堀越學務部長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十六番 小島衛生部長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十七番 原田勤務課長
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十八番 吉野 盛行
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	五十九番 吉田 實市
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十番 石丸 德弘
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十一番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十二番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十三番 三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十四番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十五番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十六番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十七番 山本 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十八番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	六十九番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十番 三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十一番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十二番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十三番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十四番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十五番 三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十六番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十七番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十八番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	七十九番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十番 三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十一番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十二番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十三番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十四番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十五番 三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十六番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十七番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十八番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	八十九番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十番 三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十一番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十二番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十三番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十四番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十五番 三下七郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十六番 木原 石根
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十七番 上田 茂
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十八番 中野 利雄
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	九十九番 齋澤 義郎
○議長(三角武雄君) 議事日程に入ります	一百番 三下七郎

たのでありますが茲に成功を遂げられまして立派な資産を蓄積されたのであります、ところが今回自分が長男を山西戦線に於て失はれた三云ふのは戰病に罹られましてついで内地に還送戦病死されたのであります、次男の方は第二次補充兵の爲に未だ軍籍にはついて居られませんが勿論軍籍に在られるので何時應召の御恩命に接するかと心待ちにされてゐるんだそうですあります偶々山西家が此の次男の方の奉公袋の中の遺言書を披見されましたところが、自分は應召の曉は勿論一命を國家に捧げるがお父さん初の山西家の者はお父さんの働きによつて内地に在る財産を充分今これららとして寄附して戴くのが本意だ三思ふ、就ては現地即ち支那に於ける財産はお父さんの在存財産中これでは社會事業に寄附して戴くのが本意だ三思ふ、茲に云ふ風に書いておられたんだそうであります、茲に負ふ子に教へられる感じが致しまして取敢す此の北洋飯店を寄附する考へになつたが北洋飯店を利用することに就て山西氏のお考へは元々綿業關係の事務所は天津の各方面色々に分れて居つて非常に不便であるからあの建物の中に色々の綿業關係者組合を集めることが出来れば大變綿業關係者の利便でもあり能率も上かるから今居る連中を直ぐ貰つて茲に綿業組合を集めたいと云ふ考への下に買つたんだがところが從來の北洋飯店を經營してゐる者が甚だ質のよくない支那人でありまして契約期間はとうに過ぎてゐるが他へ貸したりして頑として動かん、出來れば綿體に致しましてから寄附したいが遂に裁判の結果前有者の不法占と云ふ判決も下つて居るし起つて勿論立退かせるこゝも出来るし民團の力で立退がせる事が出来れば個人の力で也るよりもよく行くんだやないか三云ふ點も考へて甚だ御迷惑ながら民團で立退かして載つて綿業組合の共同使用に

日程第十二 議案第五十七號 昭和十九年年度特別會計復興資金歲入出豫算案
日程第十三 議案第五十八號 昭和十九年年度特別會計營業稅歲入出豫算案
日程第十四 議案第五十九號 昭和十九年年度特別會計埠頭稅造費歲入出豫算案
○議長 (三月武藏翁) 次に日程第二議案第四十八號より日程第十三議案第五十九號に至る諸議案は皆昭和十九年度の豫算案に關する議案でござりますので一括上程致します
○に國長 (日本魚玉翁) 大分時間も経過致して居りますやうですから別にだけ折つて御説明申ししたいと思ひまするが大御前解説申しあり要點は新年度の豫算編成に當つて當局として非常に困難を感じた點と御説明願ひたいのであります、と申しますことは僕自身も勿論御諒諒の通り決戦態勢に於きまして天津駐留民間の人的動勢がさう云ふ風になるかと云ふ豫想は極めて困難ありますとして此の時にして日々と研究も致したのでありますのが取敢す御承知の如くに各方面の企業懇請と云ふことも現に色々進行中であります、此の結果がさう云ふことを向ふ一ヶ年間にになりますと云ふことは既に豫断を許さないものでありますて取敢へす現在の數を申上げまするご頗るの調査に依りまする昭和十七年春即ち一昨年末でありますが一昨年末〇萬〇千〇十人、ごなつて居ります、それから一年後の今年一月一日昨年末に同じやうなものですかが一月一日の調べに依りますて〇萬〇千〇百〇〇人約〇千人の増加になつて居ります、つまり昨年中は〇千人増へたのであります然るに本年三月一日の調べに依りまする〇萬〇千〇百〇〇人つまり一月から〇千人の減少を示して居るんであります、ところで此の〇千の減少を私は半島人が相対的に減つて居るものゝやうに考へて居つたのですが領事館の調査に依りますると〇千人が殆ど内地人であります、此の

たのでありますですが、既に成功を遂げられまして立派な資産を蓄積されたのであります、ところが今自分のが長男を山西戦線に於て失はれたと云ふのは、戰病に罹られまして次いで内地に還送戦病死されたのであります、次男の方は第一補充兵の爲に未だ軍籍にはついて居ませんが、勿論軍籍に在られるので何時召の御恩命に接するかと心待ちにされてるんだそうであります、偶々山白家が、此の次男の方の奉公袋の中の遺言書を見ましたところが、自分は應召の曉は勿論一命を國家に捧ぐるがお父さん初の山白家の者はお父さんの働きによつて内地に在る財産で充分今後暮らして行けると思ふ、就ては自分は現地即ち支那に於ける財産はお父さんの存命中にこれは社會事業に寄附して戴くのが本意だと思ふ、と云ふ風に書いてあるんだそうであります、茲に負ふ子に教へられる感じが致しまして取敢ず此の北洋飯店を寄附する考へになつたが北洋飯店を利用することに就て山白氏のお考へは元々綿業關係の事務所は天津の各方面色々に分れて居つて非常に不便であるからあの建物の中に色々な綿業關係者組合を集めることが出来れば大變綿業關係者の利便でもあり能率も上がるから今居る連中を直ぐ貰つて茲に綿業組合を集のたいと云ふ考への下に買つたんだがところが從來の北洋飯店を經營してゐる者が甚だ質のよくない支那人でありまして契約期間はとうに過ぎてるが他へ貸したりして頃として動かん出来れば綿業に致しましてから寄附したいが遂に裁判の結果前有者の不法占有と云ふ判決も下つて居るし退つて勿論立退かせるここも出来るし民團の力で立退がせる事が出来れば個人の力で也るよりもよく行くんぢやないかと云ふ點も考へて甚だ御迷惑ながら民團で立退かして戴いて綿業組合の共同使用にして戴くとすれば相當の家賃も貰へる考へる、それを以て軍人援護會の寄附に充てるにし

○議長（三角武雄君） 御質問ございませんか—御質問ございませんければ原案通り可決致したいと思ひます。

（議事なし）
○議長（三角武雄君） 御異議ないやうでござりますから、議案六十號讀會省略致しまして原案通り可決確定を致します。

日程第二　議案第四十九號 昭和十九年度天満居留民團歲入出豫算案

日程第三　議案第四十九號 昭和十九年度天満居留民團歲入出豫算案

日程第四　議案第五十號 昭和十九年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案

日程第五　議案第五十一號 昭和十九年度特別會計水道事業費歲入出豫算案

日程第六　議案第五十二號 昭和十九年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算案

日程第七　議案第五十三號 昭和十九年度特別會計團體貨物經營費歲入出豫算案

日程第八　議案第五十四號 昭和十九年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出豫算案

日程第九　議案第五十五號 昭和十九年度特別會計退職給與基金歲入出豫算案

日程第十　議案第五十六號 昭和十九年度特別會計獎學資金歲入出豫算案

(74)

(73)

端に委員政策と申しますか何も彼も内輪に見て終つて戻出の方もそれに應じたものに極く消極的に豫算を組むと云ふこゝにも參りませんので其の邊にも相當の苦心を致したのでござります、これらに就きましては何ぞれも各款項に就きまして御説明申すこゝにしたいと思ひます、歳山の豫算は昨日も事務報告に申上げましたやうに決戦豫算と致して重點主義に向けまして整備態勢の強化・實踐防空防衛の施設の完備居留民生活費の輕減に對する施策と云ふこう云つたことを重點に於てやつたのでありますが翌營體制の強化實踐と云ふこゝに就きまして大變これは御議論も多いのでありますけれども精神的にも居留民の心構へが此の決戦態勢に應すると云ふことになつて參つて然もそれを實踐して行くと云ふことになるんではなければ決戦態勢が整備されたのではないでありますから此の方に力をそゝぐと云ふのでありますと云ふことでありますので計年度の五十一萬圓が七十六萬圓と云ふ増額を示して居ります、第二の防空防衛施設の完備であります、勿論これは現在の情勢下に於て最も重要な具體的の施設だ二者へのあります、人との被害を出来るだけ防護を致さなければならんと考へまして昨年の十八萬三千圓に對し本年は八十三萬圓に云ふ増額を來して居りますこれは出来るだけ防空防衛上の資材を整理したいと云ふのであります、例へばボンブとか或は防毒マスクであるか鐵兜であるとかそう云つたものを出来るだけ完備したいと云ふ考へであります、たゞ如何せん當局も非常に懇切に苦心し下さつて幹部を戴いて居るが情勢上二つちが思つたやうに仲々急に手に入りません相當の時日を要しますので豫算通りに手に入りますかうかは俄に斷じ難いのであります、豫算の許す限り計上致します

第三の居留民の生活費の輕減に對する施設であります、これは金額に於きまして僅かに昨年度よりも七十八萬圓の増加に過ぎないのでありますのが主として區制の方の整備に力を加へないと云ふことは配給制度を出来るだけ完備しまして配給品目も段々増へて参りますので配給制度を完備して行くと云ふことに重點を置いて整備して行きたいと思つて居ります、又數年來の豫案であつて今まで遡々として實現を見ない例の生計所の設置でありますこれが點甚だ遺憾とするのであります四月の末日迄には興亞第一回の第一生計所を大羅天の分で開所いたしましたがそれで豫算の豫定は既に終つて居りますので第一生計所に引継いで五月頃に開所に至ると思ひます、其の外生計所に適當なる家屋乃至土地を選定出来ますに従つて生計所の設置をしたいと思ひます、今一つは民間として農園及び牧場の開設を考慮中であります、事は仲々口で云ふやうに容易のことではありませんので監督官の協力を得ましてやりたいと思ひます、然し計画して居ります内容に就きましては今發表申上げる譯に参りませんが今申上げるやうに進行致して居ります、これは鶏とか卵とか豚肉云々のものを牧場で飼育する其の飼料は矢張り自家農園の自給計畫に致しまして七萬戸の喰ふものだけは自給自足して行く此の計畫に基いて考案中でございます、本年度の新規事業を申しますのは金額は極一端が計上されて居りますが其の他の新規事業は殆どないでありますその致しまして豫算は用當多額の豫備費を計上致しましてこれは非常時に處しますに豫算の機動性を持たせる、豫備費の方に機動性を持たして置

(76)

(75)

いて時局の逼迫に依りまして必要が起つたものを豫備費の方から支出する云ふ風な事にした云ふ考へて編成致した次第であります、最後に公立病院新築工事の状態でありますが誠に遺憾なる成行であります現在の情勢では當初通りの會計の遂行は到底不可能であります、折衝事務報告で申上げましたやうに民團の衛生事業は一切を擧げて同仁會に移譲されることになりましたので其の建物をあの値にして居留民が使用しないと云ふことは誠に不幸の至りでありますので計畫を變更致しまして是非共本年中に竣工致しましてこれに移転して同仁會に御經營をお願ひする云ふこゝに運びたいと設計の變更を今致して居る次第でございます、極めて簡単でありますが極大體の豫算編成の方針を申上げまして、其の他は各款項に就きましてそれも御審議に伴ひ説明申上げたいと思ひます、終り

○議長(三角武雄君) 御質問に入ります前にちよつと、今監督官廳から御注意がありましたが只今この民團長が御説明になりました中に入口の数字がございましたが數字は只今全部防衛上口外せんことにお取扱になつてゐることでございますから此の場限りで外にお漏らしにならないやうにと云ふこゝから又述記載も數字は書かぬことに致します

○十四番(山田治榮君) 本案は相當重要な議案でありますから、これを豫算審査委員會を設けまして委員附託に致しまして一讀會の儘これを民會に附託の動議を出したいと思ひます委員は本日出席の議員全員委員に指名されたいと思ひます

○議長(三角武雄君) 只今山田議員から動議が提出されましたが豫算審議は審査會を設け出席各議員を以て委員とする、別に審査委員が審議したらどうかと云ふ御動議ですが如何ですか動議は成立したやうに存じますので御裁決願ひたいと思ひますが御起立願ひます

(總員起立)

○議長(三角武雄君) 全員一致で可決でございます、休憩に入ります

○午後三時三十分休憩

豫算審査委員會開會

○午後五時四十五分

○議長(三角武雄君) 引續き開會致します、只今出席人數二十五名法定數に達して居ります、先程上程致しました豫算案第一議案第一讀會中に於けまして只今第一讀會繼續中再び開會致しまして審査委員長の御報告をお願ひしたいと存じます

○審査委員長(山田榮治君) 登壇豫算審査會の結果を御報告申上げます、本會場に於きまして午後三時四十分より豫算審査委員會を開催致しまして委員の出席二十七名慎重審議致しまして六時二十五分に終了致しました、委員に附託されました議案四十八號より第五十九號迄の審査を致しましたが其の中で歲出經常費に於きましては、特別手當の外に助役に特別手當を給すべしとの御意見がありましたが處理上民團長の特別手當に加へることに致しましたが、即ち民團長特別手當四萬圓を修正致して承認致しました、その外各款に於きましてそれが金額は極一端が計上されて居りますが其の他の新規事業は殆どないでありますその致しまして豫算は用當多額の豫備費を計上致しましてそれも全部詳細に會議の記録に止めて事務當局の方に皆さんの御希望の案件はお傳へすることに致して置きました、第四十八號以下第五十九號迄全部

<p>(78)</p> <p>原案の儘先の經常部第三款事務所費の修正可快致しました外は全部原案の儘承認致しました簡単でござりますが審査委員會の結果を御報申上げます（拍手）</p> <p>○議長（三角武雄君） 只今委員長の御報告ありました通り此の十二議案一部修正議案として上程致します、御異議がございませんければ可決をお願ひしたい存じます</p> <p>（異議なし） （呼ぶ者あり）</p> <p>○議長（三角武雄君） 御異議ございませんれば一部修正議案として讀會省略可決確定致します</p> <p>なほ修正致しました數字に就て書記から訂正お願ひ致しますからお直し願ひます</p> <p>○鹿田民會書記 訂正個所附記</p> <p>○議長（三角武雄君） なほ書記より成績朗讀がございますから暫く御靜聽願ひます</p> <p>○鹿田民會書記 今次通常民會の成績を發表致します</p>
<p>（77）</p> <p>原案の儘先の經常部第三款事務所費の修正可快致しました外は全部原案の儘承認致しました簡單でござりますが審査委員會の結果を御報申上げます（拍手）</p> <p>に就きましては全力を擧げて御奉公の誠を致したい考へでござります、こうぞ我々の足りません</p> <p>参りたいと云ふことを茲に賜ひまして御禮の御挨拶を致します終り。（拍手）</p> <p>○議長（三角武雄君） 解散に先立ちまして國旗に對して敬禮を致します（總員敬禮）</p> <p>○議長（三角武雄君） これで解散致します</p> <p>○午後七時閉會</p>

<p>(80)</p> <p>昭和十九年第廿七次居留民會通常會議事速記録附錄</p> <p>（一）帝國陸海軍ニ對スル感謝決議</p> <p>大東亞戰爭發以來二年有餘早々モ敵米英ヲ東亞ノ天地ヨリ驅逐撃滅シ大東亞共榮圈ノ建設日ト共ニ挾ム内ニ贊古ノ偉業ニシテ之素ヨリ御戦威ノ下帷帽ノ神籌ト相俟ツ誠忠勇武ナル皇軍將士ノ善戰力闘ノ賜ニシテ全國民ノ感謝感激普天能ハサルコロナリ</p> <p>然レ共戰局ハ日ヲ逐フテ悽愴苦烈ノ度ヲ加ヘ醜夷既ニ深ク内南洋ヲ侵スアリテ帝國ノ隆替正ニコノ處ニ立チリ而セ一億國民ハ愈々皇軍ノ威武ニ絶對信倚シ益々必勝ノ信念ヲ蒙シシ決戰非常備置ニ願應シテ總辭起シ只一意戰力増強天業達成ニ邁進シ以テ將兵諸士ノ偉勳ニ酬ヒシ事ヲ期ス</p> <p>茲ニ天津居留民會ハ帝國陸海軍ノ被々タル戰功ニ對シ滿腔ノ謝意ヲ表シ衷心ヨリソノ武運ノ長久ヲ祈リ併セテ崇高ナル戰沒英靈ニ厚ク弔弔ノ忱ヲ效ス</p> <p>○民團長（日井忠三君） 「言御禮を申上げます、今次民會提案は案外多數の議案に上りまして然も決戦態勢が誠に困難なる時局に際しましての提案を致しまして提案當局を致しましては苦心を重ねたのでございますが、昨年来の行事進行の模様は正に決戦態勢下極めて時局に副ふたる盡誠の模様であります、然も其の結果は我々の提案に對して満腔の御信頼を戴いた結果</p>

27

算達元左ノ通り	陸軍大臣	東條英機	海軍大臣	鷗田繁太郎	軍	菊地新一	伊東喜
總南方派遣司令官	寺内壽一	聯合艦隊司令官	古賀峯一	支那方面艦隊司令官	福島榮之助	石田芳雄	北澤千代藏
總支那派遣司令官	細俊六	聯合艦隊司令官	近藤信竹	支那方面艦隊司令官	福島榮之助	石田芳雄	北澤千代藏
司開東軍	梅津美次郎	支那方面艦隊司令官	福島榮之助	支那方面艦隊司令官	福島榮之助	石田芳雄	北澤千代藏
一、檢査セン年月日	昭和十八年五月二十八日	全九月	三日、十四日	十日、十一日、十三日、十四日	十一月二十四日、二十五日、二十六日、二十七日	昭和十九年二月二十日、二十一日、二十四日	昭和十七年四月一日至六月三十日
一、檢查事項	各會計、諸帳簿並證憑	備品、在庫品現在高	右検査致候處違法違禁ノ由納無之候間居留民團法施行規則第九十七條ニ依リ及報告候也	自昭和十八年一月一日至六月三十日	自昭和十八年四月一日至十二月三十日	昭和十九年三月二十八日	昭和十九年三月二十八日
天津居留民團	會計檢查委員	全藍澤義郎	吉野盛行	中西治靜一郎	幸保	菊地新一	伊東喜

天津居留民議會全體會議記
（三）參事會代議決事項報告ノ件
(天津濟安自來水公司ヨリノ購水料金變更ノ件)
第六十九次居留民會臨時會ニ於テ昭和十九年一月一日ヨリ購水料ヲ「一千ガロン」ニ付壹圓貳拾錢ナルヲ昭和十九年二月一日ヨリ壹圓貳拾五錢ニ改メタルモ其後同公司ノ事情ニ止ムヲ得ザルモノアルヲシタルニ付「一月一日ヨリ」「一千ガロン」ニ付壹圓貳拾五錢トナシヲ妥當ト認メタルニヨル
(四) 參事會代議決事項報告ノ件
(不動產得喪ニ關スル件)
規定ニ基キ參事會ハ昭和十九年一月二十一日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス
一、不動產得喪ニ關スル件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ件
但買收價格、不動產評價委員會ノ本定ニヨル
(五) 參事會代議決事項報告ノ件
(昭和十八年度特別會計開營貸家經營費歲入出預加更正豫算差額)
一、昭和十八年度特別會計開營貸家經營費歲入出預加更正豫算案ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十九年一月二十一日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス
昭和十八年度特別會計開營貸家經營費歲入出預加更正豫算額
一、八拾貳萬零千四百貳圓也
計 八拾貳萬零千五百貳圓也
經常部追加更正豫算額
臨時部追加更正豫算額

(90.)

(89)

(୧୯)

(91)

天津日本租界居留民团资料

(一四) 昭和十七年度特別會計天津日本公立病院費歲入出決算		入		經常部決算高	
一、 売百萬四百六拾圓貳拾錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
計、 売百萬四百六拾圓貳拾錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
一、 九拾壹萬八百五拾貳圓八拾貳錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
計、 九拾壹萬八百五拾貳圓八拾貳錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
歲入山差引殘金 八萬九千六百七圓貳拾錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
(一五) 昭和十七年度特別會計國營貨家營費歲入出決算	入	入	入	經常部決算高	經常部決算高
一、 參拾貳萬參百拾九圓參拾四錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
一、 豈百拾貳萬零八百八拾六圓五拾八錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
計、 豈百拾貳萬零八百八拾六圓五拾八錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
歲入山差引殘金 六拾貳萬參千壹百七拾八圓參拾六錢也	歲	歲	歲	經常部決算高	經常部決算高
(一六) 昭和十七年度特別會計退職給與基金決算	入	入	入	臨時部決算高	臨時部決算高
一、 賦拾貳萬五千四百五拾參圓九錢也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
計、 賦拾貳萬五千四百五拾參圓九錢也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
一、 九萬五千七百七圓也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
計、 九萬五千七百七圓也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
差引殘金 拾貳萬九千七百四拾九圓九錢也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
(一七) 昭和十七年度特別會計獎學資金決算	入	入	入	臨時部決算高	臨時部決算高
一、 賦萬八千七百參拾圓也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
計、 賦萬八千七百參拾圓也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
一、 豈千貳拾圓也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
計、 豈千貳拾圓也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
一、 賦千貳百六拾圓參拾錢也	歲	歲	歲	臨時部決算高	臨時部決算高
(一八) 昭和十七年度特別會計實業復興資金歲入出決算	入	入	入	臨時部決算高	臨時部決算高
一、 經常部決算高	翌年	年度	八	經常部決算高	經常部決算高
經常部決算高	翌年	年度	八	經常部決算高	經常部決算高

(二二) 昭和十七年度(自九月至三月)特別會計福安病院經營費歲入出決算

歲 入		歲 出	
一、七萬五千壹百圓五拾四錢也		一、七萬五千壹百圓五拾四錢也	
計 七萬五千壹百圓五拾四錢也		歲入出差引殘金ナシ	

(二三) 昭和十八年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出決算

歲入

出

入

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

歲

(二十四)時和十全慶賀別會諸君等榮登道場為宜。賀等
歲入
萬七千五百圓也

歲入出差引殘額ナシ
歲入出差引殘額ナシ
歲
出
歲
入
歲拾五萬七千五百圓也
歲拾五萬七千五百圓也
計
歲拾五萬七千五百圓也
一、歲拾參萬七千四百九十九圓也
一、歲拾五萬七千五百圓也

(101)

一、收埠
入頭
一至四百
一毛五
六千五百
六千五百

(102)

科 目		歲 出		經 常 部		附 記	
款	項	豫 算 額	種 目	本 年 度	前 年 度	比 數	
一、所事務	一、豫算額	三、五六	豫算額	一毛、零	一毛、零	一毛、零	一
	二、預付	三、五六	豫算額	一毛、零	一毛、零	一毛、零	一
一、職員給	一、給料	八〇三	一、給料	一毛、零	一毛、零	一毛、零	一
	二、給料	七八六	二、給料	一毛、零	一毛、零	一毛、零	一
	年功加俸	年功加俸	年功加俸	一毛、零	一毛、零	一毛、零	一
	合計	合計	合計	一毛、零	一毛、零	一毛、零	一

(104) (103)

(104)

預 資	現 金	期 初	期 末
一、 資本額	二、現 金	三、期初	四、期 末
計	四百九 八元	五百零 六元	五百零 七元
合計	四百九 八元	五百零 六元	五百零 七元

第一條 舞妓、舞妓、越前、兩妓、女給侍居女中（特殊營業者ト稱ス以下同シ）ニヘ本條例ニ依リ特殊營業者税ヲ課ス但シ一般家庭ニ於ケル女中ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一	藝妓	一人二付月額四同
二	幕間、酌姑、女給、仲居	一人二付月額三同
三	舞妓及女中	一人二付月額二同
四		一人二付月額一同

第三條 特殊營業者稅八月稅トシ毎月一日ヲ賦課期日トス
第四條 特殊營業者病氣其ノ他ノ事由ニ因リ休業シタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ特殊營業者稅ヲ免除ス

休業全月ニアルトキハ其ノ月分ノ全額
二、休業半月ニ亘ルトキハ其ノ月分ノ半額

昭和十九年第三十七次居留民会通常会议事速记录

特殊營業者前項ノ規定ニ依リ特殊營業者稅ノ免除ヲ受ケントキハ其ノ事實ヲ具シ居留民團長ニ申請スヘシ
第五條 特殊營業者稅ハ毎月分ラ共ノ月二十五日迄ニ納付スヘシ但シ廢業シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スヘシ
第六條 特殊營業者ニ雇主、抱主又ハ之ニ類スル者アル場合ハ之等ノ者ヲ以テ徵收義務者トス
第七條 徵收義務者ハ特殊營業者ノ納付スヘキ特殊營業者稅ヲ徵收シ第五條ノ納期日迄ニ納付書及
一人別調書ヲ添ヘ居留民團ニ納付スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ特殊營業者ハ其ノ稅金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス
第八條 徵收義務者前條第一項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ特殊營業者稅ヲ納期日迄ニ納付セサルトキ
ハ居留民團稅徵收ノ例ニ依リ徵收義務者ヨリ之ヲ徵收ス
第九條 徵收義務者其ノ徵收スヘキ特殊營業者稅ヲ正當ノ事由ニ因リ徵收スルコト能ハサリシトキ
ハ之ニ相當スル既納金額ヲ還付ス
徵收義務者前項ノ規定ニ依リ還付ヲ受ケントスルトキハ事實發生ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ
記載シタル申請書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ
一 納付年月日
二 納付年月日
三 既納金額
第十條 特殊營業者トナリタル者ハ直ニ左ノ事項ヲ居留民團長ニ申告スヘシ
一 住所、氏名及年齢
二 徵收義務者ノ屋號並ニ其ノ住所及氏名ヲハ名稱
三 特殊營業者ノ種別及名稱
前項ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ
前二項ノ申告ハ徵收義務者アル場合ニ於テハ其ノ連署ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
第十一條 特殊營業者駁案シタル場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ
前項ノ申告ハ徵收義務者アル場合ニ於テハ其ノ連署ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
第十二條 徵收義務者ニ對シテハ稅金徵收ノ手數料トシテ其ノ徵收シタル稅金額ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ交付金ヲ交付ス
前項ノ交付金ヲ受ケントスル者ハ其ノ年四月ヨリ翌年三月迄ニ徵收シタル分ニ付翌年五月未日迄ニ其ノ請求書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ
第十三條 第十條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者ニ對シテハ二十圓ノ過怠金ヲ課ス
本條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
特殊營業者ニシテ居留民團稅規則ニ依リ其ノ旨申告シタル者ハ本條例施行ノ日ニ於テ本條例第十條
第一項ノ規定ニ依リ申告シタルモノトス
(二六) 天津居留民團遊興飲食稅課ス
第一條 料理店、賃居、旅館、貨座敷其ノ他之等ニ類似スル場所ニ於ケル遊興及飲食ニハ本條例ニ

<p>依リ遊興飲食税ヲ課ス</p> <p>第二條 遊興飲食税ノ稅率左ノ如シ</p> <p>一 蕃妓ノ花代</p> <p>二 南婦ノ花代 蕃妓ニ類スル者ノ花代其ノ他ニ之類スルモノ(其ノ他ノ花代ヲ稱ス以下同シ)</p> <p>三 蕃妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ヲ伴フ遊興飲食ノ料金但シ蕃妓ノ花代及其ノ花代ヲ除ク</p> <p>四 女給其ノ他之ニ類スル者カ客席ニ符シテ接客スルカブエー、バー其ノ他ノ料理店ニ於ケル遊興飲食ノ料金但シ蕃妓ノ花代及共ノ他ノ花代ヲ除ク</p> <p>五 前各號以外ノ遊興飲食ノ料金 料金ノ百分ノ八十</p> <p>前項ノ遊興飲食ノ料金ハ花代、場代、飲食料座席料其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス前條ニ規定スル場ノ經營者カ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領收スヘキ金額ノ合計額ヲ謂シ第三條 遊興飲食ノ料金一人一回四圓ニ満タサルトキハ遊興飲食ヲ課セス但シ左ニ掲タル料金ニ付アハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>一 蕃妓ノ花代</p> <p>二 共ノ他ノ花代</p> <p>三 蕃妓ノ花代又ハ共ノ他ノ花代ヲ伴フ遊興飲食ノ料金 料金ノ百分ノ三十</p> <p>四 女給其ノ他之ニ類スル者カ客室ニ待シテ接客スルカブエー、バー其ノ他ノ料理店ニ於ケル遊興飲食料ノ金 料金ノ百分ノ十</p> <p>二人以上共同シテ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ料金ヲ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル人員ニテ除シテ當ナル金額ヲ以テ一人一回ノ料金トス</p> <p>第五條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ヨリ之ヲ徵收ス</p> <p>第六條 遊興飲食税ハ第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ毎月分ノ遊興飲食料金ヲ料金ノ種類別ニ税率ノ區別ニ從ヒ減分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ居留民團長ニ提出スヘシ但シ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提呈スヘシ</p> <p>申告書ノ提出ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ居留民團長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス</p> <p>第七條 遊興飲食税ハ毎月分ノ未收料金ヲ料金ノ種類別ニ税率ノ區別ニ從ヒ區分シテ記載シタル申告書ヲ第五條第一項ノ申告ト同時ニ居留民團長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ</p> <p>第八條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者前條ノ未收料金ヲ領收シタルトキハ其ノ領收シタル料金ヲ料金ノ種類別ニ稅率ノ區別ニ從ヒ區分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ居留民團長ニ提出ス</p>
--

第九條 第一條二規定スル場所ノ經營者第七條ノ規定ニ依リ未タ税金ヲ納付せザル未収料金ニシテ
領收スルコト能ハザルニ至リタルモノニ付テハ其ノ税金ヲ免レバズ
前項ノ規定ニ依リ税金ノ免除ヲ受ケントスル者ハ領收スルコト能ハサル事由ヲ具シテ居留民團長
ニ申請スヘシ

居留民團長ニ提スヘシ
一 經營者ノ住所及氏名又三名稱
二 經營スル場所ノ種類及名稱並ニ其ノ所在地

三	從業者ノ種類及員數
四	經營スル場所ノ構造其ノ他設備ノ概要
五	開業ノ年月日
六	販賣ノ品目、販賣ノ方法、販賣ノ場所、販賣ノ額、販賣ノ額

前項人就定ニ依リ申告シタル事項ニ異更テ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ
第十一條一規定スル場所ノ經營者其ノ經營ヲ一時休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ居
留民團長ニ申告スヘシ

シ
第一條 二規定スル場所ノ經營ヲ相續シタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ留民團長ニ申告スヘシ

第一條ニ規定スル場所ノ經營ヲ譲受ケタル者ハ譲渡人ト連署シ直ニ其ノ旨ニ居留民團長ニ申告ス
ヘン
第十二條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ一回ノ避難飲食毎ニ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘン

一 遊興及飲食ノ年月日
二 遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ數
三・遊興飲食料金ノ種類及金額

四 二人以上共同シテ賃シタル賃與又ハ飲食ニ付テハ一人一回ノ賃與飲食料金
第十五條 第二條ニ規定スル場所ノ經營者ト經營上取引關係アル者(藝妓、藝妓ニ類スル者若ハ酌
酔ノ雇主、抱主若ハ之ニ准ズベキ者又ハ其人營業ニ關シ仲介ヲ爲ス者ヲ謂フ)以下同シヘン皮

藝妓ニ類スル者又ハ附婦ノ半先毎ニ毎回左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
一 藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ附婦ノ名稱
二 藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ノ金額

第十四條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ト經營上取引關係アル者ハ毎月分ノ藝妓、花代又ハ其ノ他ノ代ヲ藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ酌婦ノ出光ニ場所 每月販分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ居前民團長ニ提出スヘン

第五條第一項規定、依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

(112)

(19)

二 第十條第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ爲サシテ第一條ニ規定スル場所ヲ經營シタル者
前項第二號ニ該當スル者ニ付テ直ニ其ノ運賃及休稅ヲ徵收ス
第十六條 左ノ二項号ノニ該當スル者ニ對シテヘ二十圓ノ過意金ヲ課ス
一 第十條又ヘ第十二條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ又ヘ詐リタル者
二 第十二條又ヘ第十三條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ヘ帳簿ヲ隠匿シタル者
本條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第一條ノ規定スル場所ノ經營ヲ爲ス者ニシテ居留民國稅規則ニ依リ其ノ旨申告シタルモノヘ本條例
施行ノ日ニ於テ本條例第十條第一項ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

(二七) 天津神社維持費供進條例中改正ノ件
天津神社維持費供進條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一月ヨリ之ヲ實施ス
一、第一條中「每年三萬圓下アルヲ」毎年六萬圓下改ム
(二八) 居留民長助役條例中改正ノ件
居留民團長、助役條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之施行ス
一、第三條中「一萬五千圓以上」トアルヲ削除シ「二萬五千圓以下」トアルヲ「四萬圓以下」ト改ム
一、第四條中「七千圓以上」下アルヲ削除シ「一萬五千圓以下」トアルヲ「一萬五千圓以下」ト改ム
(二九) 會計主任條例中改正ノ件
會計主任條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行フ

一、第三條中「四千五百圓以上」トアルヲ削除シ「一萬圓以下」トアルヲ「一萬五千圓以下」ト改ム
(三〇) 天津居留民ノ賦課徵收條例申左ノ通り改メ
天津居留民ノ賦課徵收條例申左ノ件
一、第三條第一項中「納稅者一人ニ付年三十錢」トアルヲ「納稅者一人ニ付年五十錢」ト改ム
二、第四條ヲ削除ス
三、第五條中「一日三回」トアルヲ「一日五回」ト改ム
四、第七條中「第一百六十九條第二項」トアルヲ「第一百六十九條第一項」ト改ム
五、第八條ヲ左ノ通り改ム

第一、居留民關稅課則第四十二條、第六十五條、第六十六條、又ハ第八十條ノ規定ニ依ル申告ヲ就
リ又ハ許リタル者
二、居留民關稅規則第七十條第一號又ハ第三號ニ該當スル者
六、第九條ヲ削除シ現第五條、第六條、第七條ヲ順次繰上ク
七、附則ニ左ノ一項ヲ加フ
昭和十九年三月三十一日迄ノ遊興及飲食ニ對スル遊興飲食稅並昭和十九年三月分迄ノ特殊營業者
稅ニ關シテハ仍舊前ノ例ニ依ル

(三) 天津居留民關稅通稅率條例改正ノ件

天津居留民普通稅率條例ヲ左ノ通り改め昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	
第一條 個人所得稅ノ稅率左ノ如シ	
所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	
一 勤勞所得	
千圓以下ノ金額	百分ノ一、二
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ三
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
十五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
二 事業所得	
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
三十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十九
所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	
千圓以下ノ金額	百分ノ二
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
一万五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
十五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十九

(115)	
(116)	
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十一
三十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十三
四 配當利子所得	
甲種ノ配當利子所得	百分ノ二
公債ノ利子	百分ノ五
社員、銀行預金又ハ領事館ノ指定シタル預金ノ利子及合同適用	百分ノ五
信託ノ利益	百分ノ六
法人ヨリ受タル利息ノ配當及剩餘金ノ分配	百分ノ六
乙種ノ配當利子所得	百分ノ六
所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	百分ノ六
千圓以下ノ金額	百分ノ三
一千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
一万五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
十五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十九
所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	
千圓以下ノ金額	百分ノ二
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五

一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
十五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十九
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十一
三十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十三
四十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十五
五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十七
六	無盡業
七	金錢貸付業
八	物品貸付業
九	運送業
十	運送取扱業
十一	倉庫業
十二	印刷業
十三	出版業
十四	演劇興行業
十五	寄席業
十六	料理飲食店業
十七	旅館業
十八	湯屋業
十九	理髮美容業
二十	遊技場業
二十一	遊覽所業

四	銀行業	收入金額ノ千分ノ四
五	保險業	收入保險料額ノ千分ノ一、二
六	無盡業	無盡總金額ノ千分ノ〇、六
七	金錢貸付業	收入金額ノ千分ノ十六
八	物品貸付業	收入金額ノ千分ノ十一
九	運送業	收入金額ノ千分ノ二、五
十	運送取扱業	收入金額ノ千分ノ九
十一	倉庫業	收入金額ノ千分ノ七
十二	印刷業	收入金額ノ千分ノ四
十三	出版業	收入金額ノ千分ノ三
十四	演劇興行業	收入金額ノ千分ノ五
十五	寄席業	收入金額ノ千分ノ五
十六	料理飲食店業	收入金額ノ千分ノ七
十七	旅館業	收入金額ノ千分ノ六
十八	湯屋業	收入金額ノ千分ノ五
十九	理髮美容業	收入金額ノ千分ノ五
二十	遊技場業	收入金額ノ千分ノ七
二十一	遊覽所業	收入金額ノ千分ノ七

(118)	(117)
一 普通所得	
甲 中華民國内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得	百分ノ十四
乙 中華民國内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得	百分ノ九
二 清算所得	
甲 積立金ヨリ成ル所得	百分ノ六
乙 積立金以外ヨリ成ル所得	百分ノ二十
第三條 營業稅ノ稅率左ノ如シ	
一 物品販賣業	
卸賣	
甲 糕類、麥粉、棉花、白綿糸、白綿布、砂糖及鹽ノ販賣	賣上金額ノ千分ノ〇、五
乙 甲以外ノ物品ノ販賣	賣上金額ノ千分ノ〇、九
小賣	
甲 糕類、麥粉、砂糖及鹽ノ販賣	賣上金額ノ千分ノ一、八
乙 甲以外ノ物品ノ販賣	收入金額ノ千分ノ一、二
二 製造業	
甲 麥粉、白綿糸、白綿布及毛織物ノ製造	收入金額ノ千分ノ一、二
乙 甲以外ノ物品ノ製造	收入金額ノ千分ノ一、三
三 鑄業	
甲	收入金額ノ千分ノ一、三

(120)	(119)
二十二 寫真業	收入金額ノ千分ノ四
二十三 席賣業	收入保險料額ノ千分ノ一、二
二十四 藤蔓置屋業	無盡總金額ノ千分ノ〇、六
二十五 貸家敷業	收入金額ノ千分ノ十六
二十六 請負業	收入金額ノ千分ノ十一
二十七 甲 木及建築ノ請負	收入金額ノ千分ノ七
乙 甲以外ノ請負	請負金額ノ千分ノ三
二十八 開屋業	收入金額ノ千分ノ七
二十九 代理業	報償金額ノ千分ノ十三
三十 仲立業	報償金額ノ千分ノ十三
三十一 周旋業	報償金額ノ千分ノ十三
三十二 信託業	報償金額ノ千分ノ十三
物品販賣業又ハ製造業ノ課稅標準額中ノ居留民團稅規則第七十五條ノ規定ニ依ル賣上金額又ハ收	入金額ニ對シテハ前項第一號及第二號ノ稅率ニ依ラス左ノ稅率ヲ適用ス

昭和十九年第三十七次居留民会通常会议事速记录

乙 製造業		千分ノ〇、五
甲 附 則	千分ノ〇、六	千分ノ一、二
本條例ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス	勤務所得、事業所得、不動産所得及乙種ノ醸當利子所得ニ對スル個人所得稅及個人ノ營業稅ニ付テ、ハ昭和十九年分ヨリ法人所得稅及法人ノ營業稅ニ付テハ昭和十九年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ本條例ヲ適用ス	昭和十九年三月三十一日迄ノ遅興飲食ニ對スル遊興飲食稅以ニ昭和十九年三月分迄ノ裝殊營業者稅ニ付テハ仍舊前ノ例ニ依ル
(三二) 天津日本圖書館關稅徵收條例中改正ノ件	天津日本圖書館關稅徵收條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	第一條第第一號有圖書館收容客一項館内圖書館客中「一千圓參四十錢」トアルヲ削除ス
一、同條第第一號有圖書館收容客一イ「一般人五圓」トアルヲ「イ、一般人二十圓」ト改ム	(三三) 天津日本本病院諸料金條例中改正ノ件	天津日本本病院諸料金條例中改正ノ件
天津日本本病院諸料金條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	第一、第一條但書ノ入院料一日「一圓」トアルヲ「五圓」ニ改ム	第一、第一條但書ノ入院料一日「一圓」トアルヲ「五圓」ニ改ム
天津日本公立病院諸料金條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	三千圓以上五十圓以内	三千圓以上五十圓以内
第一條中第三號、第十號ヲ左ノ通り改ム	一日分 八十錢 外 用 藥 一劑八十錢 頓 服 藥 七十錢 但シ高價藥ノ配劑ヲ要スルトキハ特別ノ料金ヲ徵收ス	一日分 八十錢 外 用 藥 一劑八十錢 頓 服 藥 七十錢 但シ高價藥ノ配劑ヲ要スルトキハ特別ノ料金ヲ徵收ス
一〇、助產料	三千圓以上五十圓以内	三千圓以上五十圓以内
一、内服藥	一日分 四十錢 水 藥 一日分 四十錢 頓 服 藥 三十錢以上五十錢以内	一日分 四十錢 水 藥 一日分 四十錢 頓 服 藥 三十錢以上五十錢以内
二、散藥	但シ高價藥ノ配劑ヲ要スルトキハ別ニ實費ヲ徵收ス	但シ高價藥ノ配劑ヲ要スルトキハ別ニ實費ヲ徵收ス

二、外用藥	三十錢以上五十錢以内
八、注射料	五十錢以上三圓以内
普通注射料	三圓以上十圓以内
特殊注射料	(三六) 天津日本實費診療所條例中改正ノ件
天津日本實費診療所條例中左ノ通り改ム	一、第二條第五號ヲ左ノ通り改ム
五、行路病者。診療(結核及瘤ヲ除ク)	二、第三條第一號、第三號、第四號、第五號及第十號ヲ左ノ通り改ム
一、診 料	六ヶ月間有效
三、內服藥	五十錢
散 藥	一日分
頓 服	四十錢
水 藥	一日分
外 用 藥	四十錢
四、外 用 藥	一日分
五、注 射 料	一回分
普通注射料	三十錢
特殊注射料	三十錢
一、人頭料(婦人料)一日分	一回分
(三七) 天津日本實費診療所條例中第十號ヲ左ノ通り改ム	一圓以上四圓以内
天津日本實費診療所條例中第十號ヲ左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	四圓以上二十圓以内
一、第三條第一號ヲ左ノ通り改ム	
一、藥 剤	
內 用 藥	一日分
外 用 藥	八十錢
頓 服	一劑
藥	七十錢
但シ高額ノ藥ヲ要スルトキハ特別ノ料金ヲ徵收ス	一分
(三八) 水災復興資金關係諸條例廢止ノ件	七十錢
水災復興資金關係左記諸條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス	
一、水災復興資金貸付審査委員會條例	
(昭和十四年十月二十一日公布)	
一、水災復興資金特別會計條例	
(全)	
一、水災復興資金貸付條例	
水災復興資金關係左記諸條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス	
(三九) 天津居留民團酒稅條例廢止ノ件	
一、昭和十八年九月一日公布ノ天津居留民團酒稅條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス	
但シ本條例施行前賦課シ又ハ賦課スヘカリシ酒稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル	

38

(四〇) 天津華語專門學校補助ノ件
一、壹萬貳千六百五拾圓也
但昭和十九年度補助金

(四一) 天津技術聯合補助ノ件
一、參萬圓也
但昭和十九年度補助金

(四二) 帝國在鄉軍人會天津聯合分會補助ノ件
一、拾八萬圓也
但昭和十九年度補助金

(四三) 武德會天津支部補助ノ件
一、參萬參千圓也
但昭和十九年度補助金

(四四) 華北日本教育會天津分會補助ノ件
一、四萬圓也
但昭和十九年度補助金

(四五) 社團法人同光會補助ノ件
一、貳千五百圓也
但昭和十九年度補助金

(四六) 大日本體育會華北天津支部補助ノ件
一、參萬圓也
但昭和十九年度補助金

(四七) 財團法人華北戒煙療養所補助ノ件
一、貳萬圓也
但十九年度補助金

(四八) 天津協勵會補助ノ件
一、四萬圓也
但昭和十九年度補助金

(四九) 大日本天津海洋少年團補助ノ件
一、四萬五千圓也
但昭和十九年度補助金

(五〇) 財團法人天津共立學校補助ノ件
一、四萬八千圓也
但昭和十九年度補助金

(五一) 天津港城警防團補助ノ件
一、拾萬圓也
但昭和十九年度補助金

(128)	(127)
	(五二) 不動産得喪ノ件
	(取得關係)
	一般會計ノ部
一、用度倉庫新築ノ件	福島街一八番地内煉瓦造平家建一棟建二〇坪
一、防護團聯合本部倉庫新築ノ件	福島街一八番地内煉瓦造平家建一棟建二〇坪
一、居留民團食堂増築ノ件	炊事場及倉庫煉瓦造平家建一棟建一五坪
一、稻荷神社境内土地建物收ノ件	土地、伏見街五番地二六四坪九六三
一、供買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト	建物、煉瓦造平家建二棟延四八坪八六四
教育費ノ部	
一、芙蓉國民學校々舍増築ノ件	
一、體操器具庫、煉瓦造平家建一棟建二〇坪	
一、淡路國民學校々舍増築ノ件	
一、附設室、便所及湯香場延一〇二坪	
一、春日國民學校々舍増築ノ件	
一、六教室、便所其他延二四八坪、體操器具庫三坪	
一、吉野國民學校々舍増築ノ件	
一、倉庫一棟煉瓦造平家建二〇坪	
一、中學校々舍増築ノ件	
一、實習室六〇〇坪煉瓦造增築四五〇坪	
一、日本幼稚園々舍増築ノ件	
一、使丁室平家建四坪	
一、工業學校々舍増築ノ件	
一、實習室六〇〇坪煉瓦造增築四五〇坪	
一、美奈幼稚園煉瓦造增築ノ件	
一、舊家屋取拂跡約三〇米	
一、臨海學校々舍増築ノ件	
一、臨海學校々舍增築ノ件	
一、關賈費貸家經營費之部	

<p>(130)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>一、賃家買收ノ件</td></tr> <tr><td>約二〇戸ヲ買收</td></tr> <tr><td>但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト</td></tr> <tr><td>(發失關係)</td></tr> <tr><td>一、顧島街一八番地内屬朽家屋取殿ノ件</td></tr> <tr><td>燒瓦造及木造平家建三棟延六坪八五四</td></tr> <tr><td>用度倉庫及防護團倉庫建物ノ爲</td></tr> <tr><td>一、元大羅天建物毀ノ件</td></tr> <tr><td>宮島街二一番地燒瓦造平家建二又附屬家</td></tr> <tr><td>延四二七坪八四四</td></tr> <tr><td>屬於ノ爲危險且修理困難ノ爲</td></tr> <tr><td>(五三) 山白良所有ニ係ル建物寄附採納ノ件</td></tr> <tr><td>天津特別市河北新開河岸橋東南岸地段四</td></tr> <tr><td>山白良</td></tr> <tr><td>一、寄附建物所在地、天津特別市興亞第一區松島街五番地</td></tr> <tr><td>二、建物ノ種類及建坪</td></tr> <tr><td>燒瓦造瓦葺三階建住宅</td></tr> <tr><td>建坪</td></tr> <tr><td>貳百八拾四坪四九二</td></tr> </tbody> </table>	一、賃家買收ノ件	約二〇戸ヲ買收	但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト	(發失關係)	一、顧島街一八番地内屬朽家屋取殿ノ件	燒瓦造及木造平家建三棟延六坪八五四	用度倉庫及防護團倉庫建物ノ爲	一、元大羅天建物毀ノ件	宮島街二一番地燒瓦造平家建二又附屬家	延四二七坪八四四	屬於ノ爲危險且修理困難ノ爲	(五三) 山白良所有ニ係ル建物寄附採納ノ件	天津特別市河北新開河岸橋東南岸地段四	山白良	一、寄附建物所在地、天津特別市興亞第一區松島街五番地	二、建物ノ種類及建坪	燒瓦造瓦葺三階建住宅	建坪	貳百八拾四坪四九二	<p>(129)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>一、賃千五百首七拾萬六千壹百參拾六圓也</td></tr> <tr><td>一、貳百拾萬五千四百四拾圓也</td></tr> <tr><td>計 貳千七百八拾四萬五百七拾六圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> <tr><td>一、參百拾四萬五千貳百六拾圓也</td></tr> <tr><td>計 叁千七百八拾四萬五百七拾六圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> <tr><td>一、參百九拾九萬五千參百拾參圓也</td></tr> <tr><td>一、壹百拾壹萬貳千六百貳拾圓也</td></tr> <tr><td>計 九百九萬七千六百九拾圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> <tr><td>一、七百九拾八萬五千七拾圓也</td></tr> <tr><td>一、參百九拾九萬五千七拾圓也</td></tr> <tr><td>計 九百九萬七千六百九拾圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> <tr><td>一、五百參拾五萬九千五百七拾六圓也</td></tr> <tr><td>一、參百七拾九萬九千參百五拾圓也</td></tr> <tr><td>計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> <tr><td>一、四百五拾五萬九千七百拾五圓也</td></tr> <tr><td>一、四百五拾九千六百參拾五圓也</td></tr> <tr><td>計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> <tr><td>一、壹百參拾四萬壹千圓也</td></tr> <tr><td>一、參萬九千四百圓也</td></tr> <tr><td>計 叁百參拾四萬壹千圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> <tr><td>一、壹百參拾四萬壹千圓也</td></tr> <tr><td>一、參萬九千四百圓也</td></tr> <tr><td>計 叁百參拾四萬壹千圓也</td></tr> <tr><td>歲 入 出</td></tr> </tbody> </table>	一、賃千五百首七拾萬六千壹百參拾六圓也	一、貳百拾萬五千四百四拾圓也	計 貳千七百八拾四萬五百七拾六圓也	歲 入 出	一、參百拾四萬五千貳百六拾圓也	計 叁千七百八拾四萬五百七拾六圓也	歲 入 出	一、參百九拾九萬五千參百拾參圓也	一、壹百拾壹萬貳千六百貳拾圓也	計 九百九萬七千六百九拾圓也	歲 入 出	一、七百九拾八萬五千七拾圓也	一、參百九拾九萬五千七拾圓也	計 九百九萬七千六百九拾圓也	歲 入 出	一、五百參拾五萬九千五百七拾六圓也	一、參百七拾九萬九千參百五拾圓也	計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也	歲 入 出	一、四百五拾五萬九千七百拾五圓也	一、四百五拾九千六百參拾五圓也	計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也	歲 入 出	一、壹百參拾四萬壹千圓也	一、參萬九千四百圓也	計 叁百參拾四萬壹千圓也	歲 入 出	一、壹百參拾四萬壹千圓也	一、參萬九千四百圓也	計 叁百參拾四萬壹千圓也	歲 入 出
一、賃家買收ノ件																																																			
約二〇戸ヲ買收																																																			
但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト																																																			
(發失關係)																																																			
一、顧島街一八番地内屬朽家屋取殿ノ件																																																			
燒瓦造及木造平家建三棟延六坪八五四																																																			
用度倉庫及防護團倉庫建物ノ爲																																																			
一、元大羅天建物毀ノ件																																																			
宮島街二一番地燒瓦造平家建二又附屬家																																																			
延四二七坪八四四																																																			
屬於ノ爲危險且修理困難ノ爲																																																			
(五三) 山白良所有ニ係ル建物寄附採納ノ件																																																			
天津特別市河北新開河岸橋東南岸地段四																																																			
山白良																																																			
一、寄附建物所在地、天津特別市興亞第一區松島街五番地																																																			
二、建物ノ種類及建坪																																																			
燒瓦造瓦葺三階建住宅																																																			
建坪																																																			
貳百八拾四坪四九二																																																			
一、賃千五百首七拾萬六千壹百參拾六圓也																																																			
一、貳百拾萬五千四百四拾圓也																																																			
計 貳千七百八拾四萬五百七拾六圓也																																																			
歲 入 出																																																			
一、參百拾四萬五千貳百六拾圓也																																																			
計 叁千七百八拾四萬五百七拾六圓也																																																			
歲 入 出																																																			
一、參百九拾九萬五千參百拾參圓也																																																			
一、壹百拾壹萬貳千六百貳拾圓也																																																			
計 九百九萬七千六百九拾圓也																																																			
歲 入 出																																																			
一、七百九拾八萬五千七拾圓也																																																			
一、參百九拾九萬五千七拾圓也																																																			
計 九百九萬七千六百九拾圓也																																																			
歲 入 出																																																			
一、五百參拾五萬九千五百七拾六圓也																																																			
一、參百七拾九萬九千參百五拾圓也																																																			
計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也																																																			
歲 入 出																																																			
一、四百五拾五萬九千七百拾五圓也																																																			
一、四百五拾九千六百參拾五圓也																																																			
計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也																																																			
歲 入 出																																																			
一、壹百參拾四萬壹千圓也																																																			
一、參萬九千四百圓也																																																			
計 叁百參拾四萬壹千圓也																																																			
歲 入 出																																																			
一、壹百參拾四萬壹千圓也																																																			
一、參萬九千四百圓也																																																			
計 叁百參拾四萬壹千圓也																																																			
歲 入 出																																																			

(132)		(131)		經常部豫算額		臨時部豫算額		臨時部豫算額		經常部豫算額	
				歲 入	歲 出	歲 入	歲 出	歲 入	歲 出	歲 入	歲 出
(五六) 昭和十九年度特別會計電氣事業費豫算											
一、本建物ノ利用ニヨル收入金ヨリ之カ維持ニ要スル經費ヲ差引キタル殘額ハ全額之ヲ天津軍人援護會ニ補助セラレタキ事		一、四百七拾九萬九千參百五拾圓也		一、四百七拾九萬九千參百五拾圓也		一、四百七拾九萬九千參百五拾圓也		一、四百七拾九萬九千參百五拾圓也		一、四百七拾九萬九千參百五拾圓也	
一、建物利用ニ關シテハ優先的ニ在津継業統制右機關ノ利用ニ供セラレタキ事但シ右機關ニヨリ使用セラレナル部分ノ利用ニツイテハ居留民團ノ自由トス		一、四百五拾五萬九千七百拾五圓也		一、四百五拾九千六百參拾五圓也		一、四百五拾九千六百參拾五圓也		一、四百五拾九千六百參拾五圓也		一、四百五拾九千六百參拾五圓也	
右寄附申出ノリ仍チ之ヲ採納スルモノトス		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也	
(五四) 昭和十九年度天津居留民團豫算		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也	
入		歲 入		歲 入		歲 入		歲 入		歲 入	
(五七) 昭和十九年度特別會計水道事業費豫算											
一、本建物ノ利用ニヨル收入金ヨリ之カ維持ニ要スル經費ヲ差引キタル殘額ハ全額之ヲ天津軍人援護會ニ補助セラレタキ事		一、經常部豫算額		一、臨時部豫算額		一、臨時部豫算額		一、經常部豫算額		一、臨時部豫算額	
一、建物利用ニ關シテハ優先的ニ在津継業統制右機關ノ利用ニ供セラレタキ事但シ右機關ニヨリ使用セラレナル部分ノ利用ニツイテハ居留民團ノ自由トス		一、經常部豫算額		一、臨時部豫算額		一、臨時部豫算額		一、經常部豫算額		一、臨時部豫算額	
右寄附申出ノリ仍チ之ヲ採納スルモノトス		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也		計 叁百參拾四萬壹千圓也	
(五四) 昭和十九年度天津居留民團豫算		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也		一、參萬九千四百圓也	
入		歲 入		歲 入		歲 入		歲 入		歲 入	

